



お問い合わせ

和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL : 073-441-2753 FAX : 073-422-1933
E-mail : e0622001@pref.wakayama.lg.jp



和歌山県東京事務所

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館12階
TEL : 03-5212-9057 FAX : 03-5212-9059
E-mail : e0006011@pref.wakayama.lg.jp



立地をお考えの企業を
力の限りサポートします！



CONTENTS

▶ MESSAGE 和歌山県知事	2
進出企業インタビュー（紀北地域／紀中・紀南地域）	3
県内企業インタビュー	7

▶ ニーズに合わせた 企業用地とレンタルオフィス

紀北地域

● コスモパーク加太（和歌山市）	9
● 梅原（和歌山大学前駅）用地（和歌山市）	11
● 紀北橋本エコヒルズ（橋本市）	13
● 彩の台 商業施設用地（橋本市）	16
● あやの台北部用地（橋本市）	17

紀中・紀南地域

● 秋津野グリーンオフィス（田辺市）	19
● 白浜町 ITビジネスオフィス（白浜町）	21
● 白浜町第2 ITビジネスオフィス（白浜町）	22
● ANCHOR（白浜町）	23
● Office Cloud 9（白浜町）	25

▶ 進出企業をしっかりサポート 企業立地優遇制度

● 全国最高水準の奨励金制度	27
● 地域未来投資促進法に基づく支援制度	29
● 税の優遇措置 税の優遇措置I／税の優遇措置II	30
税の優遇措置III	31
税の優遇措置IV	32
● 市町村の優遇制度	33

● 地域雇用開発助成金	43
● 融資制度	44
● 工場立地法の届出についてのご案内	45
● 建築確認の流れ（目安）	46
● その他、事業所の設置にあたって関連する法律等	47
● 人材支援	49

▶ 人材と支援機関など県の概要 和歌山アウトライン

● 交通アクセス	51
● 教育機関 和歌山大学／和歌山県立医科大学	55
近畿大学（和歌山キャンパス）／和歌山信愛女子短期大学	
和歌山工業高等専門学校／和歌山信愛大学	
● 高等学校（職業系学科）／職業能力開発施設	58
県立産業技術専門学院	
● 支援機関 和歌山県工業技術センター	60
和歌山県立情報交流センター Big・U	
公益財団法人 わかやま産業振興財団	

● 情報通信環境	62
● 県内産業の集積	63
● 農林水産業	65
● 就労実態	67
● 暮らしやすい和歌山	69
● 誘致企業一覧	70
● 和歌山県内の企業誘致担当窓口	73

MESSAGE

「企業を大切に」をモットーに

和歌山県では、新たな産業や雇用機会を創出するため、企業の立地を強力に推進しています。社会・経済のグローバル化や情報通信技術の急速な進歩に伴い、ビジネス環境はめまぐるしく変化しています。私たちは、その変化に的確に対応するとともに、企業のニーズに耳を傾け、企業と一緒にになって各種課題を解決することで、安心して事業展開していただける環境づくりを常に行ってています。



和歌山県知事 岸本 周平

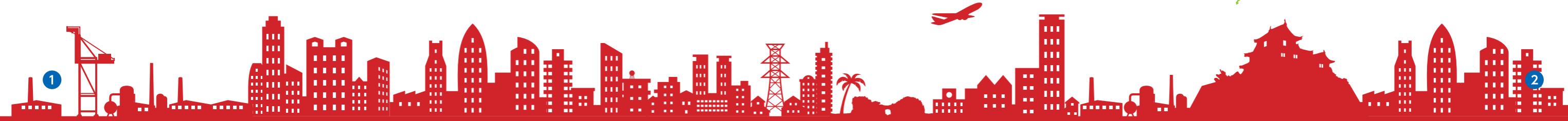
また、各企業との円滑なコミュニケーションを図るため、お問い合わせにはワンストップで対応しています。本県での事業展開を御検討いただける方は、担当窓口である企業立地課または県東京事務所までお気軽にお問い合わせください。

「和歌山県で良かった」と思っていただけるよう、職員一丸となって企業の立地を全力で支援してまいります。

和歌山県の概要

面 積	4,724.68km ²
資料：国土交通省国土地理院	
人 口	895,931人
	（2023年4月1日現在）
気 温	平均17.4℃
降 水 量	1,725.0mm
日 照 時 間	2,154.7時間

気温・降水量・日照時間の資料：
「統計でみる都道府県のすがた2023」総務省 統計局



interview

01

幅広い人材が集まる 便利な労働環境

トランスコスモス株式会社

和歌山市黒田39-2



当社は東京に本社を置き、顧客サポート支援やビジネスサポートなどのアウトソーシングサービスを世界28か国172拠点に提供しています。

和歌山への進出の決め手は、トランスコスモス株式会社の創業地であり、創業者の出身地ということで故郷に貢献したいという思いもあったと聞いております。

わかやまセンターはJR和歌山駅から徒歩圏ですが、従業員の通勤の利便性が重要と考え、駐車場(約200台分)を常設し、車通勤と合わせて公共交通機関での通勤と、アクセスしやすいチャネルを確保しています。これにより和歌山市をはじめ紀北地域、海南・有田地域など、広範囲の人材が通勤圏として当社で活躍いただいているります。

またMCMセンターわかやま従業員のほとんどが県内雇用で、そのうち80%が女性です。

以前から女性活躍のための社内インフラを整え、「令和4年度和歌山県女性活躍推進賞」を受賞しました。

これからも地元の皆さまと男女の分け隔てなく、幅広い年齢層の皆様と一緒に業務に取り組み、和歌山県関係自治体の皆さま、企業さまとの関係発展に努めて参りたいと考えています。



トランスコスモス株式会社

CX事業統括
デジタルカスタマーコミュニケーション統括
第四サービス本部 MCMセンターわかやま
センター長 十和 善仁 さん

**進出
企業
インタビュー**

和歌山県に進出した

どうして和歌山県に進出を決めたのか、なにが決め手となる制度があったのか、

interview 紀北橋本エコヒルズ

03

用地の広さと アクセスの良さが魅力

田村薬品工業株式会社 橋本市紀ノ光台3丁目2番1号



当社は、大阪の薬の町「道修町(どじょうまち)」に本社を置き、医薬品・医薬部外品及び健康食品、清涼飲料水の製造・販売を手掛ける総合医薬品製造メーカーです。大手製薬企業製品の受託製造を行うとともに、研究開発による自社製品の製造・販売を行っています。進出に至った経緯は、海外医薬品メーカーとの競争や協業を見据え、また将来の国内少子化も見越すとともに社員の家族を幸せにする体制を整えることが大きな開設した経緯となっています。

和歌山県を選んだ理由は、将来用地の敷地として、十分な広さを確保できること、そして京奈和自動車などによるアクセス面で、陸、海、空での輸送が有利であること、加えて何より和歌山県や橋本市の企業誘致の姿勢が活発で、親切に対応していただいたことが、選定のポイントになりました。

紀ノ光台工場(和歌山県橋本市)では、人と物の導線を分離し、汚染リスクの排除や自動化による効率化を通じて、国内外で通用する製品の生産体制の増強により努め、また、本店工場(奈良県御所市)、五條工場(奈良県五條市)及び紀ノ光台工場の3工場は、製造拠点として国内のみならず、グローバルな医薬品製造工場として業務の拡大を一層図り、「健康開発企業」を目指します。



田村薬品工業株式会社
代表取締役社長
田村 大作 さん



北勢田

interview
02

県と市のサポートで 全てが順調

中部抵抗器株式会社 紀の川市北勢田字山田726番11



中部抵抗器株式会社
常務取締役 統括部長
光松 克祐 さん

当社は、愛知県稻沢市に本社を置き、三菱電機(株)様向けの空調機用熱交換器やエレベーター部品、FA機器などを製造しております。この度、和歌山市にある三菱電機(株)様向けの熱交換器工場として、よりお客様の近くで生産体制を作ると共に、BCPの観点や物流コスト削減を図っていくため和歌山に進出を決めました。

進出におきましては、何かと分からぬこともありますので、県の企業立地課に相談させて頂いたところ、和歌山市からも近く、京奈和自動車道などアクセスも便利な用地があるということで、北勢田第2工業団地をご紹介頂き、進出を決めることになりました。

奨励金制度はもちろん、県知事や紀の川市長のトップセールスをはじめ、県と市の職員の皆様方には非常に熱心に対応して頂き感謝しております。

雇用の面でも、各学校や就職フェアなども紹介頂き、計画通りに人材も集まり、平成25年8月から操業しております。地元採用が7割で、社員の一員として共に頑張ってくれています。

今後も事業拡大に向けて、お客様との関係、行政と地元の方々との関係を大切にしながらしっかりと事業を行っていきたいと思っています。

interview
04

和歌山から高付加価値商品を世界へ

NTN株式会社 和歌山製作所 橋本市紀ノ光台3丁目2番7号



当社は、大阪市に本社を置く、精密機器メーカーです。世界33カ国に約220の拠点を持ち、グローバルに事業を展開しています。主力商品であるペアリングは、自動車をはじめ、鉄道車両、建設機械、航空機、医療機器などさまざまな産業機械に用いられています。

このたび当社が希望する広い用地が橋本市に確保でき、「和歌山製作所」を設立することになりました。京奈和自動車道の開通により大阪市内や関西空港をはじめ、近畿・中部地方への交通アクセスが良く、また、近隣には多数の高等学校があり、優秀な人材の確保が期待できるこも魅力でした。

進出にあたり、和歌山県庁の皆さま、橋本市役所の皆さまには熱心にご対応を頂き感謝いたしております。

「和歌山製作所」では、自動車の電動化や低燃費化を背景に、市場ニーズが急速に高まっている高機能ラジアルペアリングの生産を行います。

地域の皆さまに愛される企業を目指すとともに、ペアリングをはじめ、機械をなめらかに動かす商品を世界に送り出し、「なめらかな社会」の実現に貢献してまいります。

進出企業

和歌山県に進出した理由!!

interview
05

和歌山で世界に向けたモノづくりを



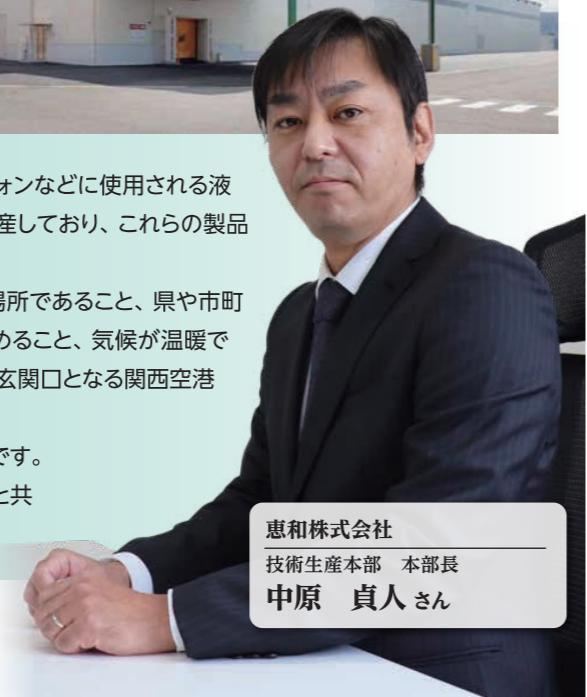
惠和株式会社 日高郡印南町印南原4026-13
御坊市塩屋町北塩屋字才郷谷1825-17

恵和は、東京証券取引所プライム市場に上場しているメーカーです。国内では東京と大阪に本社機能があり、和歌山・滋賀・兵庫の3か所に生産拠点があります。最も規模の大きな生産拠点である和歌山テクノセンターでは、パソコンやタブレット、スマートフォンなどに使用される液晶ディスプレイ用の光学フィルムなど、恵和ブランドの製品を研究・開発・生産しており、これらの製品は、今や世界のブランドメーカーに認められ広く採用されています。

和歌山県に進出した理由は、クリーン環境を維持できる立地環境の良い場所であること、県や市町村の誘致担当者が熱心に説いてくれたこと、地元で優秀な人材の確保が望めること、気候が温暖で冬場の交通に問題のないこと、そして、高速道路の御坊ICに近く、世界への玄関口となる関西空港へのアクセスも良かったことなどです。

和歌山テクノセンターの従業員約200名のうち、約90%は和歌山出身者です。

地域で愛され、信頼され、期待される企業として、今後も和歌山の皆さんと共に全世界に貢献していきたいと思います。



恵和株式会社
技術生産本部 本部長
中原 貞人さん



interview
06

地域との信頼関係も充実



SWS西日本株式会社 新宮市佐野2106-7



SWS西日本株式会社
製造本部 新宮工場
新宮工場長
下地 康浩さん

住友電装グループの国内製造拠点として、自動車用ワイヤーハーネスの製造を通じ、自動車産業発展の一翼を担い、三重、和歌山、石川、大分、熊本の5県に工場を展開、それぞれの地域に根差した企業です。

現在は、時代の変化とともに、海外製造拠点のマザーワークとしても機能し、東南アジア各国にあるグループ会社の技術指導や人材育成にも携わっています。

三重県松阪の本社から規模拡大の為31年前に新宮市に進出し、新宮市とも長いお付き合いになりますが、私達も地域ボランティア活動にも積極的に参加させて頂き、更に信頼関係を深めていきたいと考えています。

新宮工場はほとんどが県内の雇用で、従業員は約200名。そのうち約半数が女性です。

毎年「住友電装グループワイヤーハーネス技能五輪」に参加するなど、海外グループ会社の皆さんと共に、高度な技術力を身につけようとしています。

今後も世界同一最高品質の製品を生産、提供できる様、技能向上につとめていきます。

interview
07

Innovationが地方の時代を作る

クオリティソフト

株式会社

イノベーション
スプリングス



クオリティソフト株式会社 西牟婁郡白浜町中1701-3

「東京でなくてもできる仕事は東京でやる必要はない」この想いから、和歌山に会社を設立しました。私たちの住む日本は、水と太陽と四季が自然を育む豊かな素晴らしい国です。そしてその素晴らしいことは、開拓し尽くされた都市ではなく地方にあります。世界一と言っても良いほど豊かな自然に恵まれた日本人こそ、地方に住んでその豊かさを享受し、明日に向かう新たな発想を得て、精神的にも物質的にも豊かになり、世界に豊かさの範を示すべきだと考えています。

クオリティソフトの本社は白浜町にあり、開発拠点として約100名の社員が働いています。更に大きな雇用を生み出すには、一企業の活動範囲に留まらず、様々な企業や人がこの地に関わり協力することが必要です。それには人々や企業が交じり合えるハブが必要になります。人々が集い、交流することで新しいアイディアが生まれる場所を作りました。名付けて「INNOVATION SPRINGS」。南紀白浜の温泉にかけてイノベーションが湧き出していく泉という意味を持ちます。ここに未来を創造する人材が集まります。

私たちは、南紀白浜に生み出した

INNOVATION SPRINGSを核に、様々な人々と接点を持ち、地方からイノベーションを生み出し、豊かな世界の創造に貢献してまいります。
Think Global Act Local.

私たちは自分たちの住む地域を大事にし、その豊かさに貢献したいと考えています。その積み重ねが我が國日本を豊かにし、そして豊かな世界の創造に繋がると信じています。



interview
08

リゾート要素が生み出すポジティブスパイラル



株式会社セールスフォース・ジャパン 西牟婁郡白浜町2998-96

当社はクラウドを使った顧客管理や営業支援のサービスを展開しています。きっかけは離れたサテライトオフィスで業務を行った社員が、リフレッシュ効果やモチベーションに関してどのように変化するか実証したいと思い、総務省が推進する「地域実証事業」へ参画する形で2015年白浜町に開所しました。

拠点を決めた理由は東京本社からのアクセスの良さと安定したインフラネットワークが整備されていること。そして企業を誘致した後のサポートまでを前提に考えて和歌山県や白浜町が活動されていたことです。

今は顧客に対応する内勤営業チームが11名おり、移住者は4名、残りの社員は東京オフィスから3ヶ月間の循環型出張で来ています。

白浜オフィスでは窓の外前面に海が広がり、自然に囲まれた環境で仕事をしているので、オフィス空間の中でもオンとオフの切り替えが効率的にできます。同じ営業チームでも東京オフィスよりも生産性が高い実績が出ています。

また、当社では社会貢献活動を行っているのですが、地域に密着したボランティア活動が社員のモチベーションになり、生産性の向上に繋がっていると感じます。

今後は様々な部門の社員が交流できる拠点にしていきたいのと、和歌山県の有望なIT人材の育成にも貢献していきたいと考えています。



株式会社セールスフォース・ジャパン
セールスディベロップメント本部
営業戦略室 室長 白浜オフィス長
吉野 隆生さん



紀中・紀南地域



オンリーワンを、和歌山で創造し続けます。

株式会社島精機製作所 和歌山市坂田85番地



和歌山発、世界の総合メカトロニクス企業

品質の高さで世界的に定評のある、島精機製作所の横編機。その最新鋭機をはじめ全ての製品が和歌山の本社工場で作られています。世界初の多くの横編機を発明してきたのが、会長の島さん。コンピュータ横編機の売り上げは世界ナンバーワンのシェアを誇ります。縫製が不要でファッショナブルな製品が作れるホールガーメント横編機は、世界の有名ブランドで採用されています。「創立以来、ずっと心がけていることは、世界にないものを創ろう。さらに、魂のこめたものを、適正な価格で世界に送り出そう。技術と感性とコスト(経済性)の3つの輪をそれぞれ大きく成長させればもっといいものができる。シマセイキスピリットは『最高機能の製品を経済的な価格でお届けする』ことです」



株式会社島精機製作所
名誉会長
島 正博 さん

和歌山の環境が、すぐれた発想を生む

世界初の技術や特許が目白押しの島精機製作所。地方都市にあって最先端技術の開発は大変では?「東京でなくても、最先端を走っていれば、情報は向こうからやってきます。人生の1/3が仕事、1/3が睡眠なら、残りの1/3は“考える”ために使うべき。和歌山には、それを可能にするゆったりとした環境があるんです。通勤時間も少なくて済むので、ゆとりを持った生活を楽しむことができますね」

そして、島さんが社員に常に語るキーワードが【愛】と【創造】と【氣】。「まず、仕事を愛する。そうすればやる気につながり、創造が生まれます。そして最高機能の製品とノウハウを、お客様にお届けすることで業界は発展し、やがて信頼関係が生まれます。Give & Givenの発想です」とこやかに語ります。

和歌山で育んできた最先端の空調冷熱技術を世界へ

三菱電機株式会社 和歌山市手平6丁目5番66号



世界に誇る製品・技術を和歌山から

三菱電機株式会社冷熱システム製作所は、1943年にこの和歌山の地で操業を開始し、以降様々な事業環境の変化を経験しながら、現在は三菱電機の空調冷熱事業の基幹事業所として大きな期待を背負い、世界数十か国へ空調機を出荷されています。

「私たちの製作所では、オゾン層を破壊しない新冷媒空調機や省エネ空調機の開発、世界初の既設配管リユース空調機など、環境問題に正面から取り組むことで、この分野のパイオニアとしての役割を果たしてきたと自負しています。空調冷熱事業は世界的にも注目度の高い事業分野であり、当社としてもグローバルな事業展開をしておりますが、その中でもこの和歌山の製作所は、グローバル展開を支えるマザーワークとして今後も大きな役割を背負っています。この和歌山の地から世界に誇る製品・技術を今まで以上に発信していきたいと思います。」



和歌山でこそ得られるビジネス環境

「和歌山は、世界遺産・熊野古道や高野山、また歴史ある城下町を有する一方、最近はインフラ面での整備が強化されてきていると実感しています。加えて急速に進みつつある、IT技術を駆使した新しい働き方により、和歌山の魅力的な環境を享受しながら、日本全国あるいは世界各国と連携ができ、付加価値の高い事業活動を実施できるものと考えています。今後も今まで同様、和歌山の地域とともに成長していきたいと思います。」

三菱電機株式会社
冷熱システム製作所 所長
田邊 義浩 さん

地方発から狙う、No.1カンパニー

“人が働く環境”が整っている

スーパーなどの食品小売業向けサービス、卸売業向けクラウドEDIサービス、官公庁向け地域防災システム提供サービス、「マイナンバーカード」を活用したトラストサービス、モバイルネットワーク事業など、多岐にわたって活躍中のサイバーリンクス。2014年3月には東京証券取引所JASDAQ市場スタンダードへ上場し、2015年10月に東京証券取引所市場第一部銘柄に指定、2022年4月に東京証券取引所プライム市場に移行しました。

「私たちは、ここ和歌山からスタートしました。今では全国に支社ができましたが、やはりこの地が気に入っています。周辺の環境の良さ、渋滞がなく快適に通勤できること、住んでいる場と仕事をする場の距離感のバランスが良いなど、“人が働く環



株式会社サイバーリンクス
代表取締役 村上 恒夫 さん

株式会社サイバーリンクス

和歌山市紀三井寺849番地の3



境”が整っていると感じますね」と笑う、村上さん。同社では、多様な働き方のためにテレワークも推進しており、従業員が活き活きと働ける環境づくりを推進しています。

クラウド型ビジネスで日本一を

現在、力を注いでいるのは、共同利用型のクラウドサービス。リソースを複数企業が共同利用することで初期投資が抑えられ、運用等にかかるコストも低減できます。「いいものを安く使える構造として、クラウド型のビジネスは今後ますます求められるでしょう。私たちはシェアNo.1企業となることで、常に最新のシステムを、より安く皆さまに提供したいのです」と村上さん。そのためにも大切なのが“優れた人材の確保”と言います。「一流企業でない限り、都心部では優秀な人材の確保は困難。地方では優秀な人材と出会えるというのが実感ですね」同社のチャレンジはまだまだ続くようです。



01 コスモパーク加太

和歌山市

高台に位置する工業用地! 多様なニーズに対応可能な大型区画です。

分譲価格 上限20,000円/m²(目安)

賃貸価格 原則として不可

引渡可能時期 2~6 造成に約2年

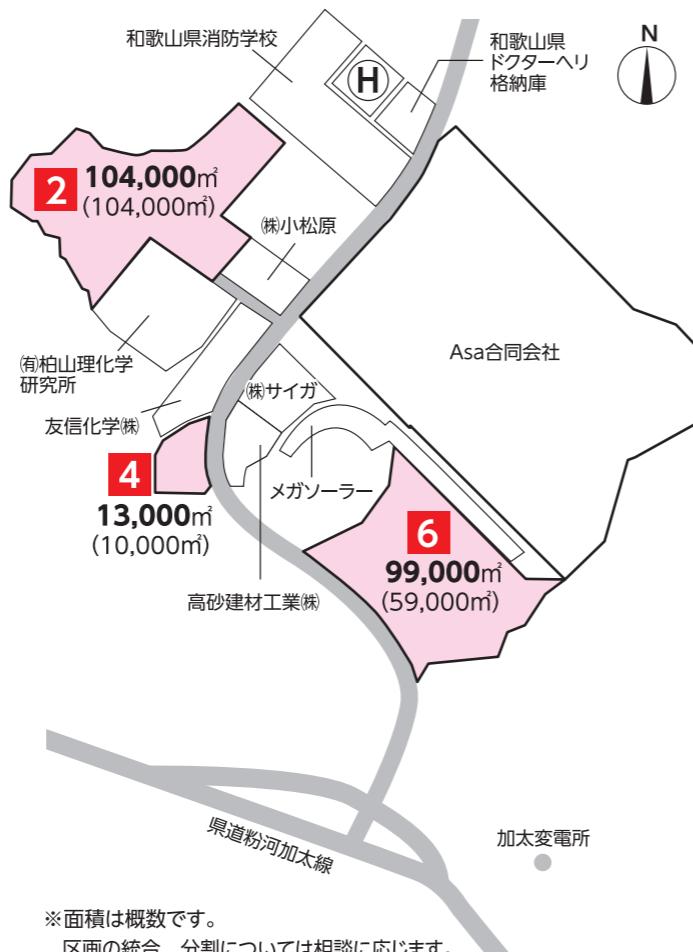
ご相談
お問い合わせ

和歌山県企業立地課
☎073-441-2753
和歌山県企画総務課
地域プロジェクト対策室
☎073-441-2336

地区概要

事業主体	和歌山県土地開発公社
所在地	和歌山市加太、磯の浦
開発総面積	2,521,000m ²
用水	工業用水 - 上水道 全体で最大1,000m ³ /日 (企業側で受水槽の設置要)
排水	企業内処理→公共下水道
電力	普通高圧 6.6kV 0km 供給電圧と需給地点までの直線距離 特別高圧 77kV 1.8km (加太変電所から引込可・企業負担有り)
都市ガス(中圧)	1,500m ³ /時 1時間当たりの供給量
都市計画における用途地域	都市計画区域内(無指定)
容積率	200%
建ぺい率	60%
導入希望業種	-
備考(規制・条件等)	海拔(50m~100m)

分譲エリア・賃貸面積 (うち平地面積)

全区画合計 216,000m² (173,000m²)

周辺環境



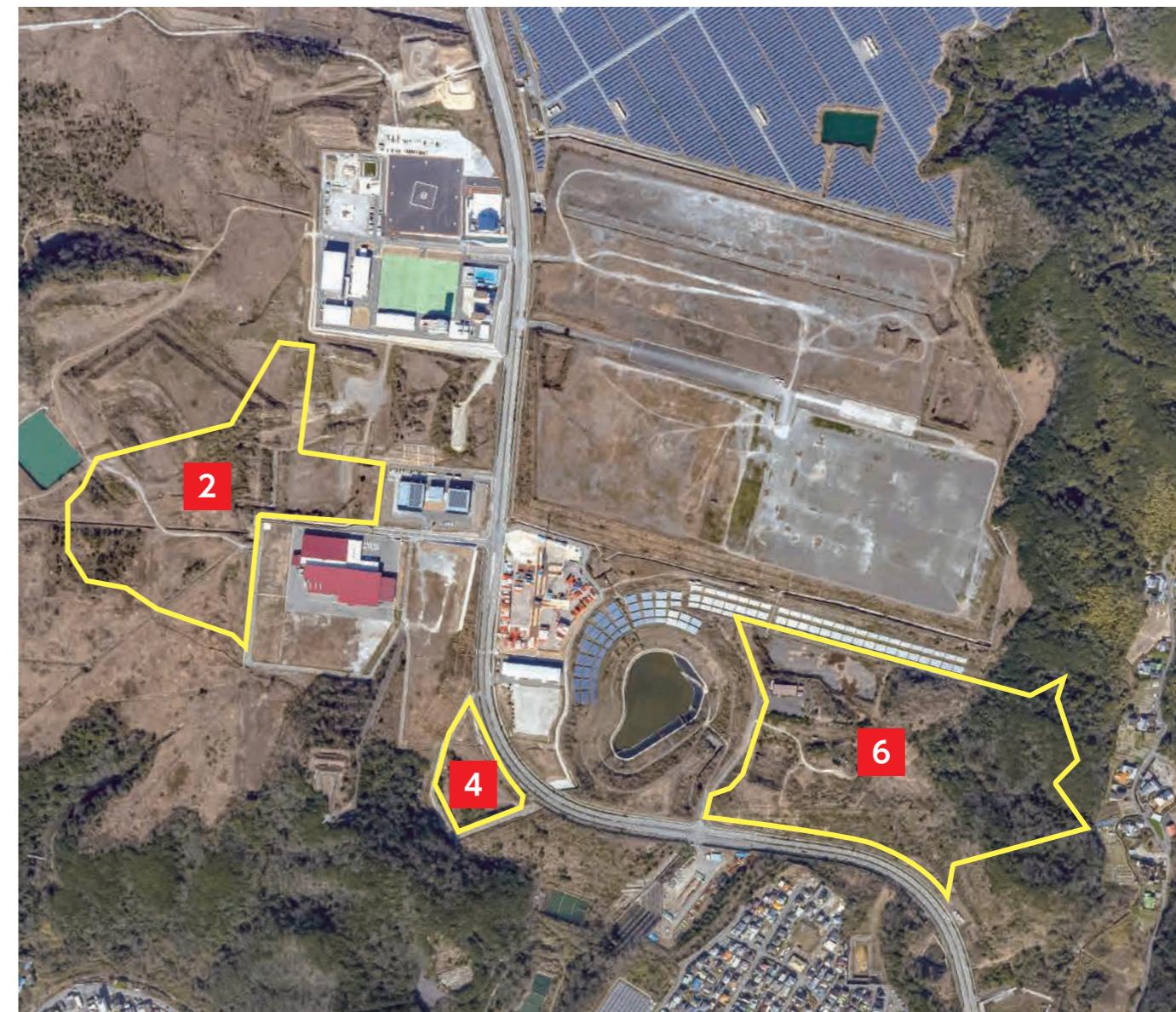
めでたいでんしゃ



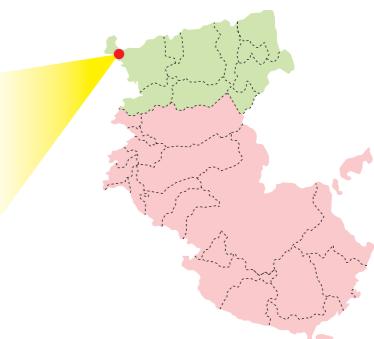
淡嶋神社



友ヶ島砲台跡



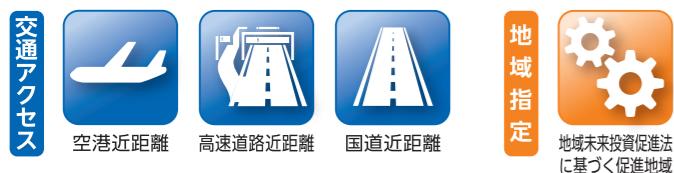
交通アクセス



車で	大阪市内	約80分
関西国際空港		約50分
和歌山北 IC		約30分
第二阪和国道		約15分
電車で	南海電鉄なんば駅	約90分
JR 和歌山駅		約30分
和歌山駅	約5分	
南海電鉄和歌山市駅	約25分	

開発予定 梅原(和歌山大学前駅)用地

和歌山市 第二阪和国道平井ランプから車で約5分(約2.5km)/和歌山大学前駅徒歩圏内



分譲価格 お問い合わせください

随時申込受付中

引渡可能時期 お問い合わせください

ご相談 和歌山県企業立地課 ☎073-441-2753

和歌山市産業政策課 ☎073-435-1040

お問い合わせ サンヨーホームズ(株) 和歌山プロジェクト室 ☎06-6578-3424

地区概要

事業主体	サンヨーホームズ株式会社
所在地	和歌山市梅原、中
開発総面積	約270,000m ²
用水	供給量については要協議(P12右下※参照)
排水	個別浄化槽設置の上、既設下水管に放流 排出量については要協議
電力	関西電力より供給 供給量については要協議
都市ガス	大阪ガス本管より供給 供給量については要協議
都市計画における用途地域	工業地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
導入希望業種	応相談
備考(規制・条件等)	海拔(約100m)

交通アクセス



02

橋本市

紀北橋本エコヒルズ

京奈和自動車道橋本東ICから車で約5分!

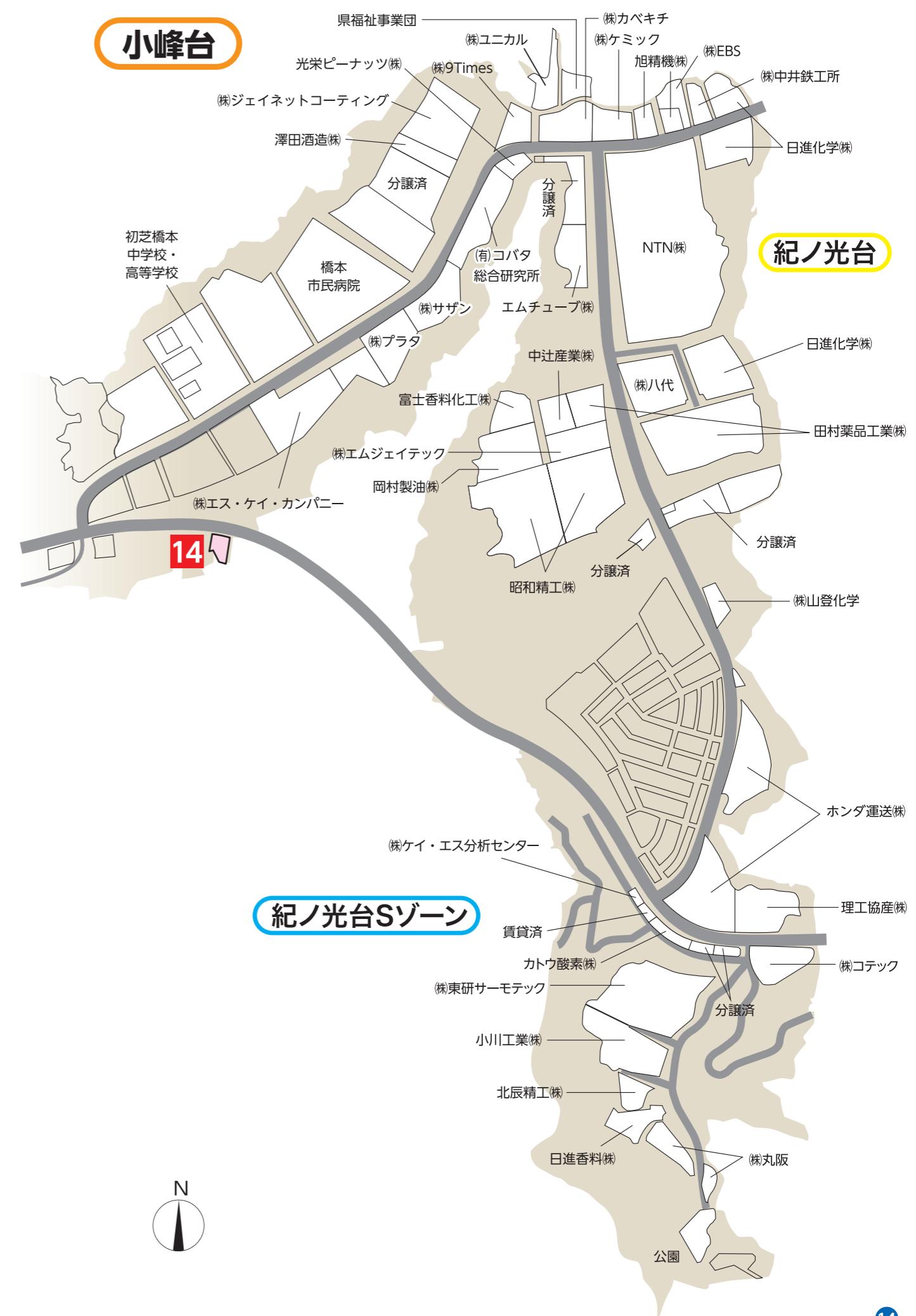


交通アクセス



13

小峰台



14

南海・林間田園都市 「小峰台」

分譲エリア (うち平地面積)

全区画合計

2,161m² (2,161m²)

交通アクセス



高速道路近距離



国道近距離

地域指定



半島振興対策実施地域



地域未来投資促進法に基づく促進地域



(移転型・拡充型)

周辺環境



分譲価格

14 21,000円/m²(目安)

賃貸価格

お問い合わせください

引渡可能時期

即時

ご相談

お問い合わせ
和歌山県企業立地課 ☎073-441-2753
南海電気鉄道(株) 不動産営業本部 不動産部
☎06-6644-7158

地区概要

事業主体	南海電気鉄道株式会社		
所在地	橋本市小峰台二丁目		
開発総面積	小峰台226,193m ²		
用水 1日当たりの 給水可能量	工業用水	-	
	上水道	10,000m ³ /日(団地全体)	
排水	企業内処理→公共下水道		
電力 供給電圧と需給地点 までの直線距離	普通高圧	6.6kV 0km	
	特別高圧	33kV, 77kV 約3.6km	
都市ガス 1時間当たりの供給量	-		
都市計画における 用途地域	近隣商業地域(14区画)		
容積率	200%		
建ぺい率	80%(14区画)		
導入希望業種	応相談		
備考(規制・条件等)	海拔 170m(14 区画)		

彩の台 商業施設用地



交通アクセス



高速道路近距離



国道近距離

地域指定



半島振興対策実施地域



地域未来投資促進法に基づく促進地域

地方活力向上地域
(移転型・拡充型)

分譲価格

1 9,400万円**2 1億5,000万円****3 2億円****4 1億9,500万円**

賃貸価格

お問い合わせください

引渡可能時期

お問い合わせください

ご相談

お問い合わせ

和歌山県企業立地課
☎073-441-2753

南海電気鉄道(株)

不動産営業本部

不動産部

☎06-6644-7158

地区概要

事業主体	南海電気鉄道株式会社		
所在地	橋本市あやの台一丁目		
開発総面積	32,152m ²		
用水 1日当たりの 給水可能量	工業用水	-	
	上水道	未定	
排水	企業内処理→公共下水道		
電力 供給電圧と需給地点 までの直線距離	普通高圧	6.6kV 0km	
	特別高圧	要協議	
都市ガス 1時間当たりの供給量	-		
都市計画における 用途地域	近隣商業地域		
容積率	200%		
建ぺい率	80%		
導入希望業種	事務所・倉庫・店舗・車留		
備考(規制・条件等)	海抜(約160m~約175m)		



開発着手

あやの台北部用地 (第1次事業)

京奈和自動車道橋本東ICから車で約5分!京阪神から交通アクセスの良い内陸型の工業団地!



**2024年度
分譲開始予定**

分譲価格 29,000円/m²(目安)

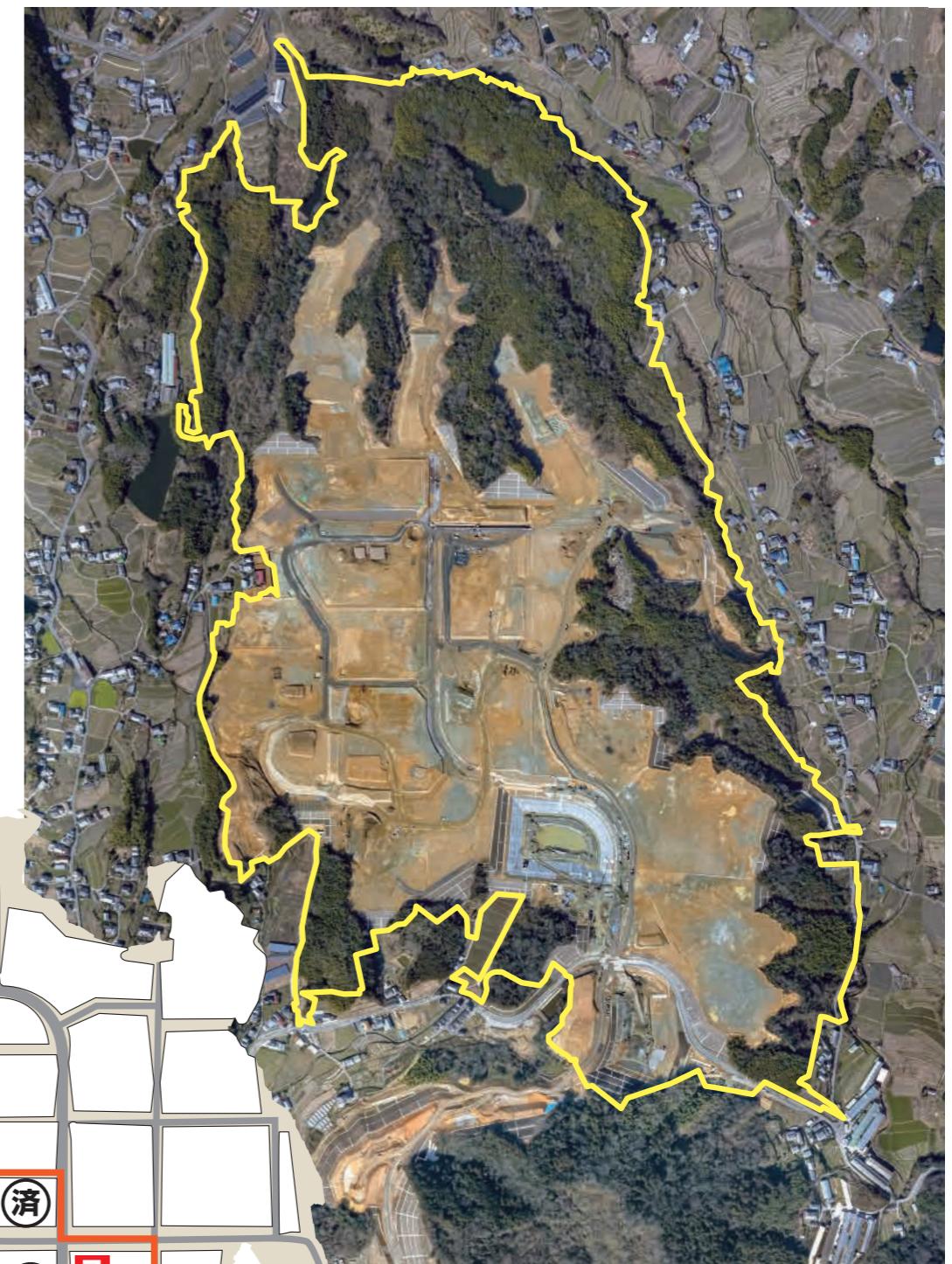
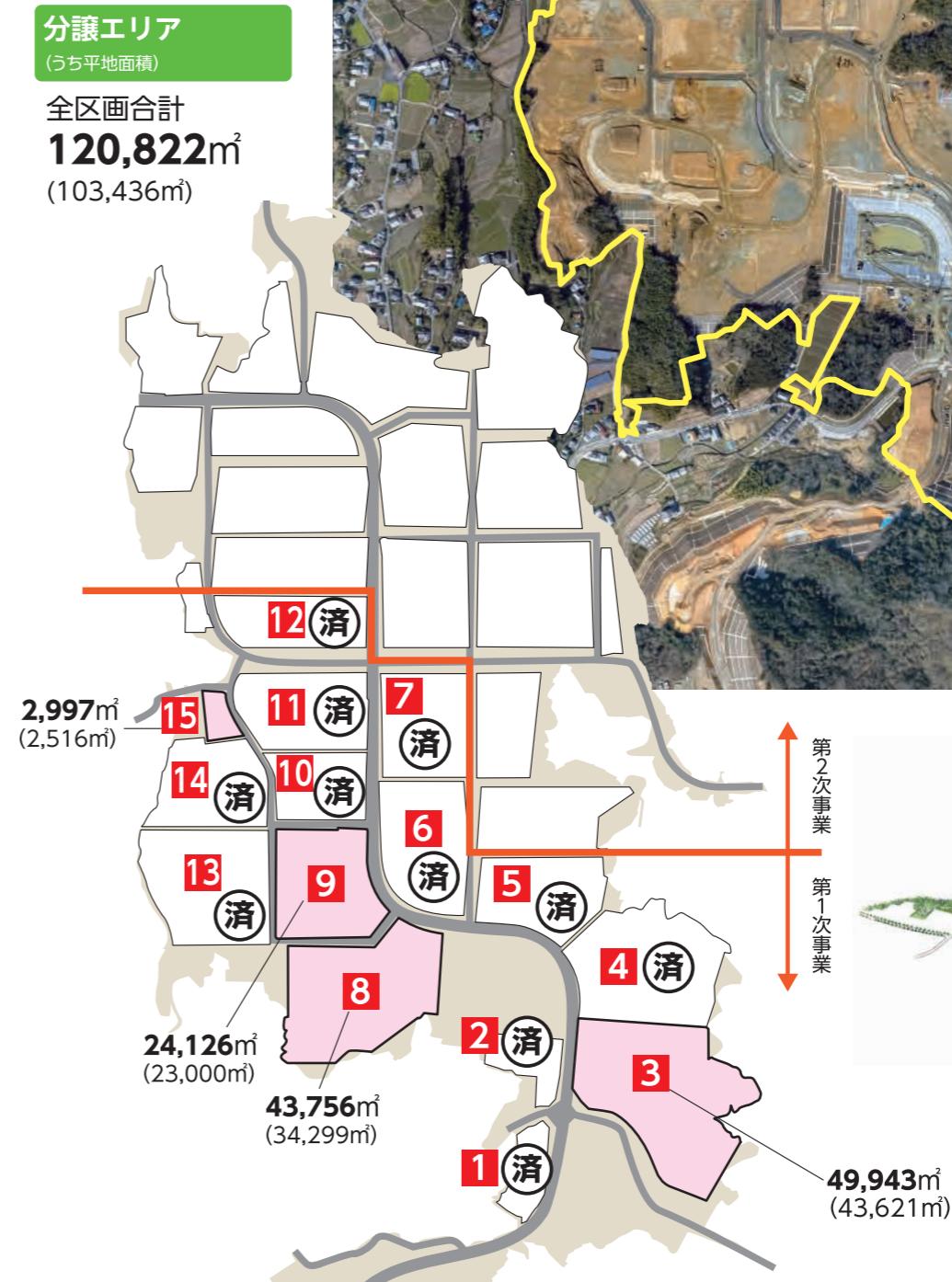
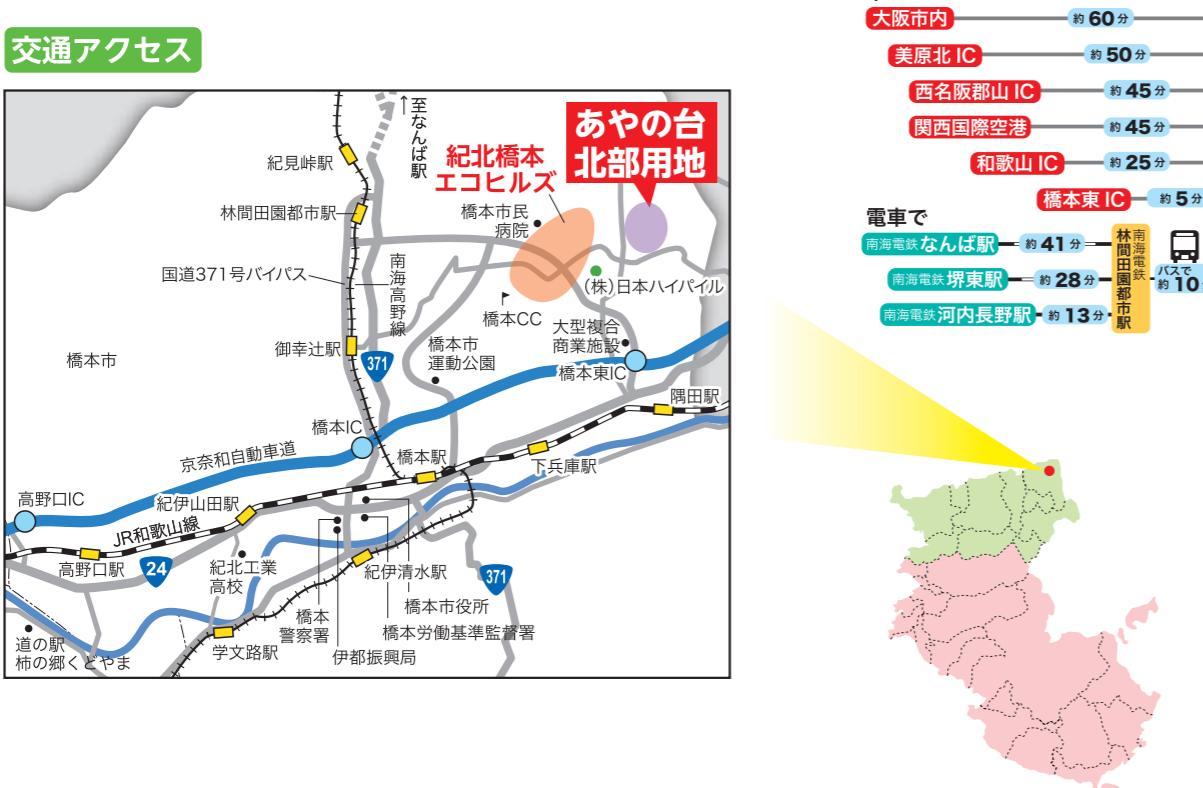
**ご相談
お問い合わせ** 和歌山県企業立地課 ☎073-441-2753
橋本市企業誘致室 ☎0736-33-1211
南海電気鉄道(株) 不動産営業本部 不動

地区概要

事業主体		橋本市
所在地		橋本市隅田町山内・平野・真土の一部
開発総面積	全体	約1,410,000m ²
	第1次事業	約950,000m ³
用水 1日当たりの 給水可能量	工業用水	-
	上水道	650m ³ ／日(第1次事業全体)
排水		公共下水道計画区域内で汚水管へ接続可 ただし、排水量については要協議
電力 供給電圧と需給地點 までの直線距離	普通高圧	6.6kV 0km
	特別高圧	要協議

都市ガス	-
1時間当たりの供給量	
都市計画における用途地域	工業地域 ※特別用途地区
容積率	200%
建ぺい率	60%
導入希望業種	応相談
備考(規制・条件等)	海拔(約200m)

隨時申込受付中



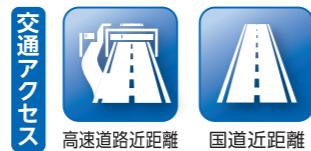
03 あさ つ の 秋津野グリーンオフィス

田辺市

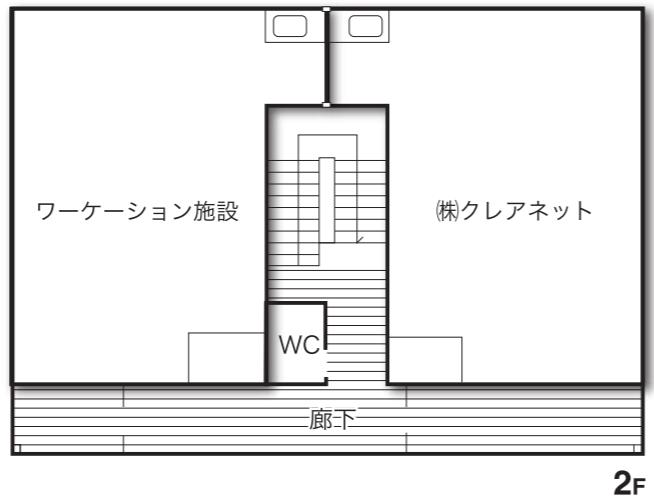
あきづの

秋津野グリーンオフィス

和歌山県企業立地課
☎073-441-2748
田辺市商工振興課
☎0739-26-9970



施設管理者	株式会社秋津野
所在地	田辺市上秋津4558番地の2
構造等	木造2階建(4部屋)、面積約46m ² 4室、空調(AC)完備
竣工	平成31年2月25日
附属施設	秋津野ガルテン (元上秋津小学校跡地の木造校舎をリノベーション) 農家レストラン、宿泊施設、会議室(最大40名)、教室を利用した交流施設



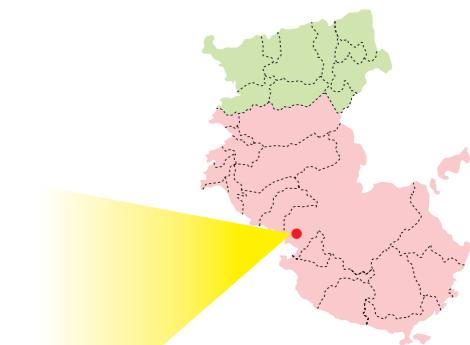
みかん畠



秋津野からのメッセージ

ソフトウェアやシステム開発等を、秋津野の里の豊かな農村空間で実現しませんか。田舎で暮らす新しいライフスタイルもご提案します。都会での仕事や人間関係のストレスを、秋津野の里の自然や農業、そして、ここに暮らす人々が癒してくれるでしょう。この里で、全国の地方が再生のために待ち望んでいるICTを活かす取り組みやシステム開発をしてみませんか。

交通アクセス

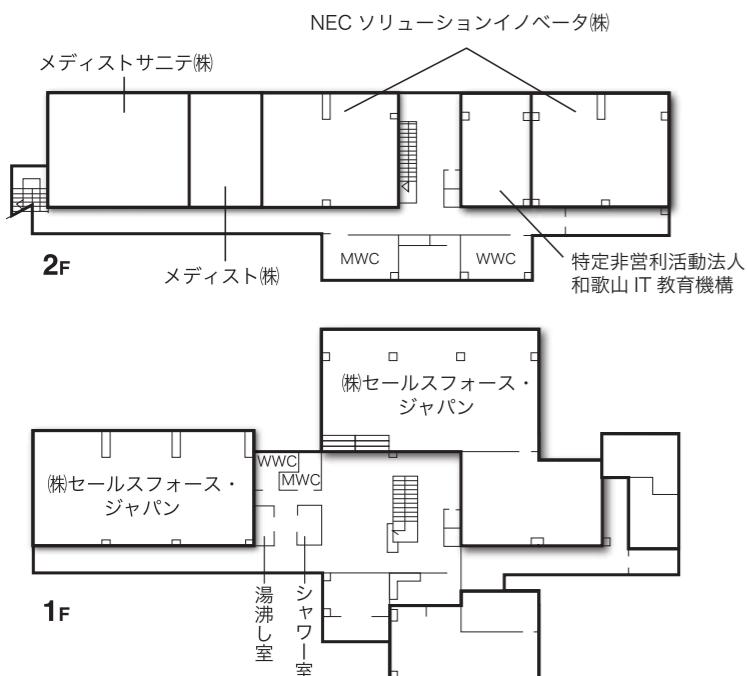


車で	秋津野グリーンオフィス
大阪市内	約 120 分
和歌山市内	約 75 分
南紀白浜空港	約 25 分
南紀白浜 IC	約 20 分
南紀田辺 IC	約 10 分
電車で	
JR 新大阪駅	約 120 分
JR 和歌山駅	約 60 分
伊丹駅	約 15 分

04 | 白浜町ITビジネスオフィス

白浜町

オフィスは豊かな自然環境に囲まれ、ソフトウェア開発等に最適の環境です。



オフィス概要

施設管理者	白浜町
所在地	白浜町2998番119
延床面積	838m ² (業務室1室31~91m ² 倉庫1室12~34m ²)
竣工	平成16年1月

交通アクセス

車で

- 大阪市内 約 130 分
- 和歌山市内 約 75 分
- 南紀白浜 IC 約 15 分
- 南紀白浜空港 約 5 分
- 国道42号 約 5 分

電車で

- JR 天王寺駅 約 120 分
- JR 和歌山駅 約 75 分
- 白浜駅 約 10 分

- ITビジネスオフィス
白浜町



05 白浜町第2ITビジネスオフィス

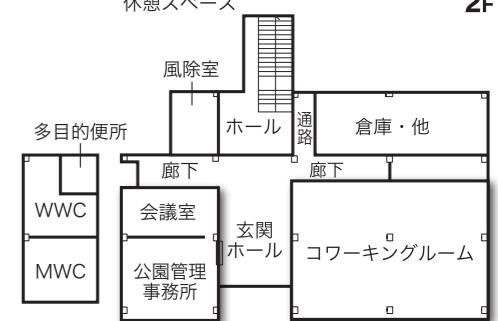
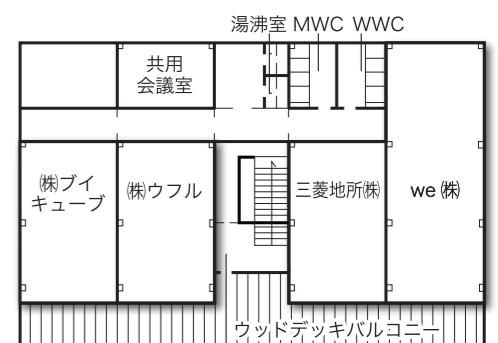
ご相談・お問い合わせ

和歌山県企業立地課 ☎073-441-2748、白浜町総務課(企画政策係) ☎0739-43-6598



オフィス概要

施設管理者	白浜町
所在地	白浜町2054番地の1(平草原公園内)
構造等	鉄骨2階建(4部屋) 面積100m ² 1室、60m ² 3室 共用会議室24m ² コワーキングルーム102m ²
竣工	平成30年6月



06 ANCHOR

白浜町

「白良浜」徒歩圏内、南紀白浜空港・JR白浜駅アクセス良好!

賃貸価格 お問い合わせください

ご相談
和歌山県企業立地課
☎073-441-2748
お問い合わせ
白浜町総務課(企画政策係)
☎0739-43-6598
オーエス株式会社
首都圏事業部
☎03-6712-1930

オフィス概要

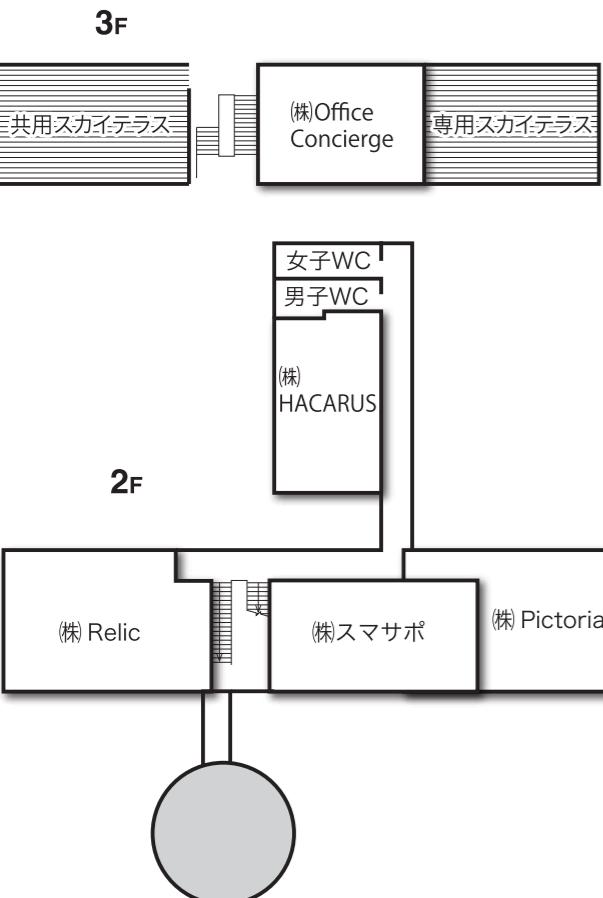
施設管理者	オーエス株式会社
所在地	白浜町1313番地
構造等	鉄筋コンクリート造、地上3階建 (遊休施設をリノベーション) 延床面積:985.85m ² (オフィス7室:計465.89m ²) コワーキングスペース1室(会議室1室あり) シアタールーム、共用スカイテラス
竣工	令和2年11月



白良浜



コワーキングスペース

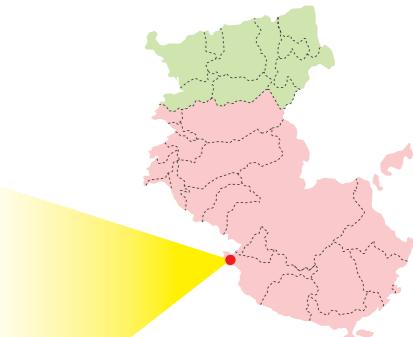


ANCHORからのメッセージ

白浜で初となる民設民営のICTオフィスビルが完成しました。オフィス内で働くだけでなく様々な選択肢を充実させたON/OFFの循環をテーマとした建物です。

共用スペースとして140m²超の広々としたコワーキングルーム、スクリーン・プロジェクター・スピーカーを備えたシアタールームや会議室、自然を感じられるスカイテラスやピクニックガーデンを備えています。また、ワーケーションルームは1日単位の短期での利用が可能で、長期利用を希望される場合もご相談頂ければ柔軟に対応します。五感をフルに刺激して感覚・感度を高めて働きませんか？

交通アクセス



交通アクセス

車で	大阪市内	約130分
	和歌山市内	約75分
	南紀白浜 IC	約15分
	南紀白浜空港	約10分
電車で	JR 天王寺駅	約120分
	JR 和歌山駅	約75分
	白浜駅	約10分

07 Office Cloud 9

白浜町

オフィス クラウド ナイン
南紀白浜空港隣接・関東圏への出張等アクセス良好

賃貸価格 お問い合わせください

ご相談
お問い合わせ
和歌山県企業立地課
☎073-441-2748
白浜町総務課(企画政策係)
☎0739-43-6598
Office Cloud 9
☎0739-33-2330

オフィス概要

施設管理者	株式会社オリエンタルコンサルタント
所在地	白浜町才野1622番1086
構造等	木造、地上1階建 延床面積:999.9m ² (オフィス7室:計524.9m ²) 会議室1室あり シェアスペース(個室ブースあり)

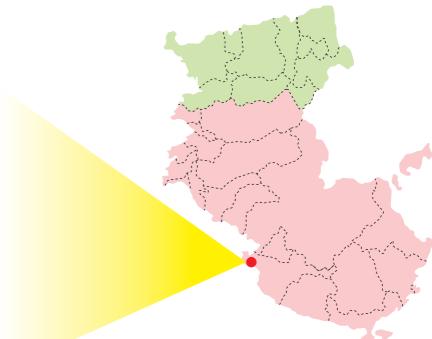
2022年10月
新築オープン



Office Cloud 9からのメッセージ

2022年10月、南紀白浜空港の隣接地に、新たなオフィスが誕生しました。東京への出張等にとても便利です。オフィス専用エリア内には、空港滑走路が展望できるシェアスペースを完備しており、パノラマビューを楽しみながら、テナント企業の交流・商談の場としてご利用いただけます。本施設は木造建築物であり、再生可能エネルギー由来100%の電気を使用する等、環境にやさしい施設です。自然豊かな白浜で、新たな働き方を実践しませんか？

交通アクセス



交通アクセス

徒歩で	南紀白浜空港	約 5 分
車で	大阪市内	約 130 分
	和歌山市内	約 75 分
	南紀白浜 IC	約 10 分
	白浜市街地	約 5 分
電車で	JR 天王寺駅	約 120 分
	JR 和歌山駅	約 75 分
	白浜駅	約 10 分



全国最高水準の奨励金制度

お問い合わせ：和歌山県企業立地課 ☎073-441-2753

県内に新たに*対象施設を建設、取得、賃借または増設する企業が一定の要件を満たす場合、奨励金を交付します。

*対象施設とは、「工場」と「試験研究施設・オフィス施設」であり、それぞれ奨励金の取扱いが異なります。

最高100億円

工場の奨励金

奨励金の交付要件 下記①②の要件を操業開始から1年目に満たすことが必要です。

① 投下固定資産額 1億円以上
紀中・紀南地域等の特定業種にあっては、 5千万円以上

② 新規地元雇用者と転入雇用者の総数 10人以上 うち新規地元雇用者 5人以上
紀中・紀南地域の特定業種にあっては、新規地元雇用者と転入雇用者の総数が 5人以上

※1 紀中・紀南地域：有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
※2 特定業種：食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこを除く)、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、プラスチック製品製造業

奨励金の算定方法

奨励金の種類	新規地元雇用者等の数	算定方法	限度額
雇用奨励金	100人未満	(新規地元雇用者数+転入雇用者数)×30万円(3年間適用)	1億円(累計限度額)
	100人以上	(新規地元雇用者数+転入雇用者数)×50万円(3年間適用)	10億円(累計限度額)
立地奨励金	50人未満	投下固定資産額×10%(注1)	2億円
	50人以上200人未満		5億円
	200人以上500人未満		10億円
	500人以上1000人未満		50億円
	1000人以上		90億円
本社機能移転奨励金(注2)	20人未満(注3)	本社部分の投下固定資産額×30%	1億円
	20人以上30人未満(注3)		2億円
	30人以上(注3)		3億円

注1 投下固定資産額200億円を超える部分に対して乗じる率は5%となります。

注2 操業を開始した日から3年以内に県外から本社機能を移転し、本社登記が行われた場合

注3 新規地元雇用者と当該本社事務に従事する転入雇用者の総数

備考：増設にかかる立地奨励金は、1億円を限度とします。

●新規地元雇用者 新規立地する企業が、協定締結日以降に新規立地工場等で勤務することを前提として採用した正社員のうち、県内に住所を有し、基準日に勤務している人。(2年目以降は新たに増加した新規地元雇用者とする。)	●転入雇用者 新規立地する工場等で勤務するため、県外から県内に住所を移転した正社員で、新規地元雇用者を除いた人。	●正社員 期間の定めのない雇用契約を締結した労働者で、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入した人。
●投下固定資産額 地方税法第341条に規定する固定資産(土地を除く)のうち工場等において当該事業の用に供するものの取得価格の合計額(消費税及び地方消費税を除く)。割賦払い及びリース契約等で所有権移転をするものについては、その全額を資産とします。	●投下固定資産額等 投下固定資産額及び新規事業所において当該事業の用に供するものの額。固定資産に当たるもので賃借契約を締結しているものの(建物を除く)を含み、消費税及び地方消費税を除きます。	

誘致対象企業の要件

- ① 正社員数21人以上
- ② 工場の場合：直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり2,000万円以上

試験研究施設・オフィス施設の場合：直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり1,200万円以上

- ③ 過去5年内に重大な法令違反、反社会的行為をしていないこと。
- ④ 環境保全、労働環境の向上、地域社会への貢献について十分な実績と能力を有すること。
- ⑤ 安定した雇用機会の創出、地域経済産業の活性化に寄与すること。

注：①②の要件を満たさない場合でも、審査会で審査を行い、対象と認められる場合があります。

試験研究施設・オフィス施設の奨励金

奨励金の交付要件

右記要件を操業開始から1年目に満たすことが必要です。



新規地元雇用者と転入雇用者の総数**3人以上**

ただし、和歌山市へ立地の場合にあっては、新規地元雇用者と転入雇用者の総数が**5人以上**

奨励金の算定方法

奨励金の種類	算定方法		新規地元雇用者等の数	累計限度額
雇用奨励金	雇用奨励金	(新規地元雇用者数+転入雇用者数)×30万円(3年間適用)	20人未満	1億円
	立地奨励金	投下固定資産額等×30%(新規立地に係る投下固定資産額等が1,000万円以上の場合に限る)	20人以上30人未満	2億円
	通信補助金	通信回線使用料×50%(3年間適用)	30人以上	3億円
	オフィス賃借補助金	賃借料×50%(3年間適用)		
航空運賃補助金 (3年間適用)	情報関連事業	南紀白浜空港～東京 50%又は6,000円／回補助(いずれか高い方) 関西国際空港～東京 3,000円／回補助		
	上記以外	南紀白浜空港～東京 6,000円／回補助		
人材確保補助金 (1年間適用)	情報関連事業	①求人広告費×50% ②人材紹介手数料等×50% ③インターネットによる求人情報・求職者情報提供(人材データベース等)サービスの利用料×50%		

大規模オフィス移転への奨励金

① 大規模オフィス移転・多数移住奨励金

対象企業	主な要件	奨励金額
本社機能の一部移転等を行う企業(誘致企業)	操業開始後1年目までに転入雇用者の総数が100人以上 ※業種・規模の要件あり	通常の奨励金の累計限度額3億円を10億円に引き上げ(奨励金の種類に住居補助金を追加)

② オフィス施設整備補助金

対象企業	主な要件	奨励金額
誘致企業が入居するオフィス施設を整備する者	誘致企業を自ら誘致し、誘致企業が操業開始後1年目に転入雇用者数の総数100人以上を実現	オフィス施設(誘致企業の入居部分)の建設費用×1/3(最高10億円)

税の優遇措置 III (過疎法(注1)・半島振興法)

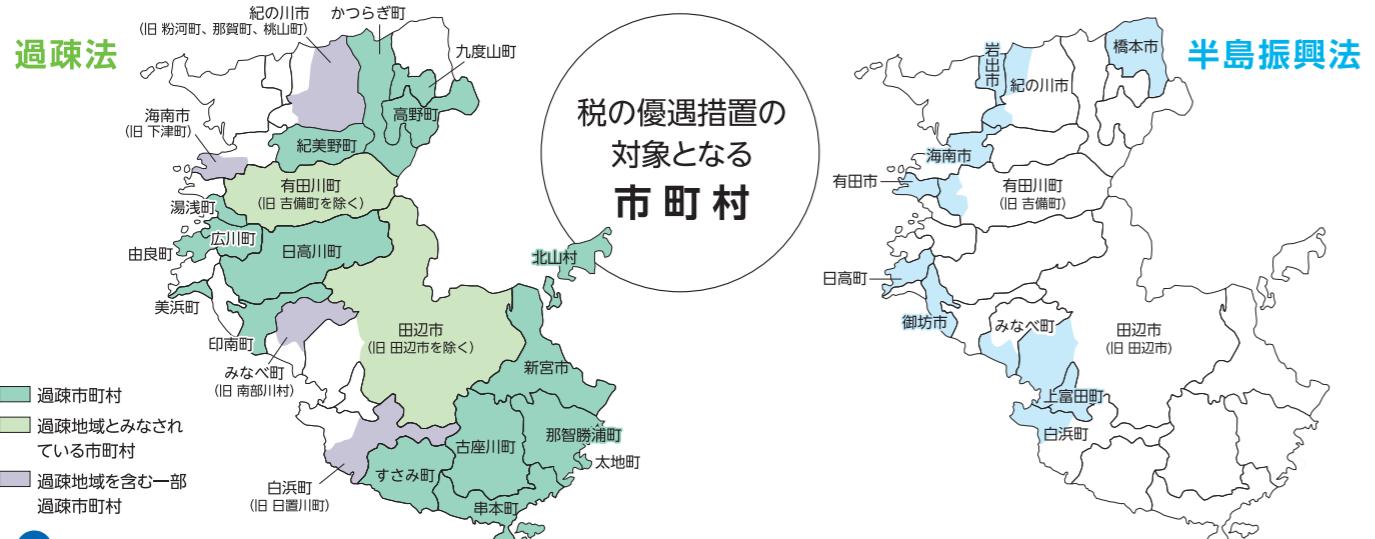
対象法律	国 税	県 税		市町村税
	法人税・所得税	不動産取得税	事業税	固定資産税
過疎法	工業用機械等の割増償却	課税免除	課税免除(3年間)	課税免除(3年間)
	機械・装置…普通償却限度額の32/100 建物・附属設備、構築物…普通償却限度額の48/100 割増償却期間…5年 対象事業 ①製造業、旅館業 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 適用要件 ①対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物(注3)の取得価額500万円(資本金が5,000万円超1億円以下の法人の場合は1,000万円、1億円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物(注3)の取得価額500万円以上 ※②については資本金5,000万円超の場合、新增設に係る取得等が対象 ※取得価額は、補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金を差し引いた金額が対象 適用期限 令和6年3月31日			
半島振興法	工業用機械等の割増償却	不均一課税	不均一課税(3年間)	不均一課税(3年間)
	機械・装置…普通償却限度額の32/100 建物・附属設備、構築物…普通償却限度額の48/100 割増償却期間…5年 対象事業 ①製造業、旅館業 ②農林水産物等販売業、情報サービス業等 適用要件 ①対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物(注3)の取得価額500万円(資本金が1,000万円超5,000万円以下の法人の場合は1,000万円、5,000万円超の法人の場合は2,000万円)以上 ②対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物(注3)の取得価額500万円以上 ※②については資本金5,000万円超の場合、新增設に係る取得等が対象 ※取得価額は、補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金を差し引いた金額が対象 適用期限 令和7年3月31日			

(注1)過疎法:過疎法の持続的発展の支援に関する特別措置法

税の優遇措置が適用されるのは、各市町村が定める過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内に限ります。

(注2)特別償却設備とは、国税の割増償却の対象となる機械・装置、建物・附属設備をいいます。なお、課税免除または不均一課税の対象となる建物・附属設備は対象事業の用に供する部分であり、対象となる土地(取得後1年内に家屋の建設の着手があった場合に限る。)は、当該対象となる建物・附属設備の水平投影部分となります。

(注3)構築物とは、花壇などの緑化装置や看板、敷地内の道路や掘など、一般に、建物と建物附属設備以外の土地の上に完着した建造物、土木設備、工作物をいいます。



税の優遇措置 IV (地域再生法)

地域再生法に基づく企業の地方拠点強化に係る地域再生計画

地方創生に関する施策の一環として、地域再生法に基づく「地方拠点強化税制」が創設されました。

国の認定を受けた地域再生計画に基づき、首都圏等からの企業の本社機能の移転並びに県内企業の本社機能の拡充を促進し、県内雇用の拡大と地域経済の活性化を目指します。

計画の名称	「和歌山県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト」
対象区域	和歌山県内の市町村内において、「※1移転型事業」、「※2拡充型事業」の対象として設定した区域 「※1移転型事業」…… 東京23区にある本社機能を対象区域に移転し、「※3特定業務施設」を整備する事業 「※2拡充型事業」…… 東京23区以外にある本社機能を対象区域に移転し特定業務施設を整備する事業、又は和歌山県内にある本社機能を拡充する事業 「※3特定業務施設」…… 「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「情報サービス事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所、又は全社的な役割を担う研修所、研究所
計画の目標 (目標:令和8年度)	「雇用創出」…… 紀の川流域地域 137人／紀中・紀南地域 73人 「計画認定件数」…… 紀の川流域地域 移転型 4件、拡充型 10件／紀中・紀南地域 移転型 3件、拡充型 4件
税の優遇措置	和歌山県が策定し国の認定を受けた地域再生計画に基づき、事業者が本社機能の移転や拡充に係る整備計画を県に申請し認定を受けると、下記の条件を満たした場合に税の軽減措置を受けることができます。 県の認定を受けるための要件…… (1)和歌山県の地域再生計画に適合すること ①特定業務施設の整備が県計画に記載する区域内で行われること ②整備される施設が特定業務施設であること (2)特定業務施設において常時雇用する従業員数が5人(中小企業は1人)以上増加すること (移転型事業の場合は過半数が東京23区からの移転であること等の要件あり)

国 税		法人税・所得税	
オフィス減税		雇用促進税制	
移転型	拡充型	移転型	拡充型
オフィスに係る建物等の取得価格に対し、税額控除7%又は特別償却25%	オフィスに係る建物等の取得価格に対し、税額控除4%又は特別償却15%	① 増加雇用者1人あたり最大50万円を税額控除 ② ①に加え増加雇用者1人あたり、40万円の税額控除を追加(上乗せ措置)	増加雇用者1人あたり最大30万円を税額控除
対象事業 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って行う事業		対象事業 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて行う事業	
適用要件 特定建物等を取得し、事業の用に供すること ※特定建物等:事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物で取得価格の合計額が2,500万円(中小企業者の場合は1,000万円)以上のもの		適用要件 適用年度及びその前年度中に事業主都合による離職者がいないこと 限度額 税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%	
		限度額 雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額の20%	

※オフィス減税と雇用促進税制の同一年度における併用は不可。ただし、雇用促進税制の上乗せ措置については、オフィス減税との併用が可。

県 税					
事業税		不動産取得税		県固定資産税(大規模償却資産)	
移転型	拡充型	移転型	拡充型	移転型	拡充型
課税免除(3年間)		課税免除		不均一課税	課税免除(3年間)
適用要件 (1) 平成27年10月8日から令和6年3月31日までの間に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であること。 (2) 当該認定を受けた日の翌日以後3年を経過する日までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産を新設又は増設すること。 (3) (2)の減価償却資産は、取得価額の合計額が3,800万円(中小企業者等にあっては1,900万円)以上のこと。					

市町村税	
固定資産税	
移転型	拡充型
課税免除又は不均一課税(3年間)	不均一課税(3年間)
適用要件 市町村条例に基づく	

▶ 市町村の優遇制度

和歌山市

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額
設置奨励金	【対象業種：A】 製造業(製造業・植物工場)、物流関連業(物流業・卸売業・小売業)、特定サービス業(旅館・ホテル業、デパートセンターに係る事業)、レクリエーション事業(遊園地・マリーナ業等)	固定資産税・都市計画税相当額の3倍 (対象となる土地・建物・償却資産) ※投下固定資産100億円以下の場合	初年度のみ	2億円
	【対象業種：Aの主な要件】 ①投下固定資産総額(家屋・償却資産)3,000万円以上 ②新規雇用者(注1)数3人以上 ③対象事業所の雇用者純増数3人以上 ④小売業については、売場面積1,000m ² 以上かつ和歌山市が指定する区域内に立地すること ⑤旅館・ホテル業は、別途、異なる要件及び限度額の設定あり	固定資産税・都市計画税相当額 (対象となる土地・建物・償却資産) ※投下固定資産100億円を超える場合	3年間	各年度2億円
雇用奨励金	【対象業種：B】 情報サービス業、インターネット附随サービス業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、コールセンター業	固定資産税・都市計画税相当額 (対象となる土地・建物・償却資産) ※投下固定資産100億円を超える場合	5年間	各年度2億円
	【対象業種：Bの主な要件】 ①新規雇用者(注1)数3人(5人)以上 ②対象事業所の雇用者純増数3人(5人)以上 ③正社員の人数が21人以上 ④直近決算月時の売上が正社員1人あたり1,200万円以上 ※①②の要件について、自然化学研究所、デザイン業、機械設計業、コールセンター業の場合は5人	新規雇用者1人につき60万円 新規雇用者1人につき60万円 ※新規雇用者が500人以上で、そのうち市外事業所から転勤転入した者の割合が6割を超える場合	初年度のみ	4,000万円 1億円
環境整備奨励金	新設等に伴い新たに設置した緑地に係る工事費用の50%	新設等に伴い新たに設置した緑地に係る工事費用の50%	初年度のみ	1,000万円
用地取得奨励金	対象建物で最大面積の階の床面積の2倍相当分までの用地取得費用の10% 市内間移設の場合は旧事業所用地の面積を対象用地面積から控除	対象建物で最大面積の階の床面積の2倍相当分までの用地取得費用の10% 市内間移設の場合は旧事業所用地の面積を対象用地面積から控除	初年度のみ	2億円
オフィス奨励金 【対象業種：Bのみ】	※但し、③、④の要件を満たさない場合でも、審査会が認めたときに限り、指定対象とする特例措置あり。	オフィス賃借費用の50%を36ヶ月分 ※和歌山市が指定する区域内の立地に限る	3年間	各年度1,000万円
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	固定資産税 課税免除(3年間)	地域再生法	
固定資産税 一部課税免除 (3~5年間)	【対象事業】市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	固定資産税 一部課税免除 (3~5年間)	中小企業等経営強化法	

(注1)新規雇用者…市内在住者または市外事業所から転勤転入した者で雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入者、かつ雇用契約に期間の定めのない者

海南市

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額
企業立地促進助成金	【対象施設】 製造業、物流関連業、情報通信業、宿泊業、試験研究施設、オフィス施設 【主な要件】 ①投下固定資産額(土地・家屋・償却資産の総額)1億円以上(中小企業は3,000万円以上) ②新たな常用雇用者10人以上(中小企業は3人以上)	新設等に伴い取得した事業用地、家屋及び事業の用に供する償却資産に対する固定資産税額並びに都市計画税額。	3年間	限度額無し
	【主な要件】 企業立地促進助成金の要件を満たした上で、 ①新事業所に新たに雇用された常用雇用者の中、1年以上継続して海南省に住所を有する者。 ②既に雇用されている常用雇用者であって、新設等に伴い新事業所に勤務している者のうち、新たに海南省に転入し、1年以上継続して海南省に住所を有する者。	①又は②の要件を満たす者1人につき60万円	初年度のみ	4,000万円
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	固定資産税 課税免除(3年間)	地域未来投資促進法	
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象業種】①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照(旧下津町区域のみ)	固定資産税 課税免除(3年間)	過疎法	
固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象業種】①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照	固定資産税 不均一課税(3年間)	半島振興法	
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	固定資産税 課税免除(3年間)	地域再生法	
固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	固定資産税 不均一課税(3年間)	地域再生法	
固定資産税 一部課税免除 (3~5年間)	【対象事業】市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	固定資産税 一部課税免除 (3~5年間)	中小企業等経営強化法	

●それぞれの要件に合致すれば、国・県の優遇措置を併用可能です。

●地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除は、償却資産(構築物を除く)は対象となりません。

岩出市

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
工場設置奨励金	【対象業種】製造業、加工業 【主な要件】①市の産業振興上適当と認めたもの ②投下固定資産総額2,700万円以上 ③新たに雇用する常用雇用者20人以上 (うち5人以上は岩出市の住民) ④市税を完納していること	固定資産税相当額	3年間	限度額なし
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	固定資産税 課税免除(3年間)	地域未来投資促進法	
固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象業種】①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照	固定資産税 不均一課税(3年間)	半島振興法	
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	固定資産税 課税免除(3年間)	地域再生法	
固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	固定資産税 不均一課税(3年間)	地域再生法	
固定資産税 一部課税免除 (3~5年間)	【対象事業】市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	固定資産税 一部課税免除 (3~5年間)	中小企業等経営強化法	

橋本市

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
工場等立地奨励金	【対象業種】製造業・物流関連業・宿泊業			
	【主な要件】①投下・增加固定資産総額5,000万円以上 ②新規雇用者(※1)数5人以上	投下・增加固定資産(土地含む)に対する固定資産税相当額(千円未満切捨て)	5年間	4億円(累計4億円)
	【主な要件】①投下・增加固定資産総額50億円以上 ②新規雇用者(※1)数25人以上	投下・增加固定資産(土地含む)に対する固定資産税相当額(千円未満切捨て)	5年間	8億円(累計8億円)
【主な要件】①投下・增加固定資産総額100億円以上 ②新規雇用者(※1)数50人以上	投下・增加固定資産(土地含む)に対する固定資産税相当額(千円未満切捨て)	5年間	50億円(累計50億円)	
オフィス・研究施設 経営支援奨励金	【対象業種】情報通信業、学術・開発研究機関			
	【主な要件】①新規雇用者(※1)数5人以上 ②新規雇用者(※1)の内1人以上は大卒以上の者	施設賃借料の30%(千円未満切捨て)	3年間	各年度1,000万円
オフィス・研究施設 立地奨励金	【対象業種】情報通信業、学術・開発研究機関			
	【主な要件】①投下・增加固定資産総額1,000万円以上 ②新規雇用者(※1)数5人以上 ③新規雇用者(※1)の内1人以上は大卒以上の者	投下・增加固定資産(土地含む)に対する固定資産相当額の60%(千円未満切捨て)	3年間	3,000万円(累計3,000万円)
	【対象業種】特定物流施設(※2)			
【主な要件】 ①投下・增加固定資産総額(建物・設備)10億円以上 ②新規雇用者(※1)数5人以上 ③和歌山県の誘致対象業種であり、協定を締結する企業	投下・增加固定資産(土地含む)に対する固定資産税相当額(千円未満切捨て)	5年間	4億円(累計4億円)	
特定物流施設 立地奨励金	【主な要件】 ①投下・增加固定資産総額(建物・設備)50億円以上 ②新規雇用者(※1)数25人以上 ③和歌山県の誘致対象業種であり、協定を締結する企業	投下・增加固定資産(土地含む)に対する固定資産税相当額(千円未満切捨て)	5年間	8億円(累計8億円)
	【主な要件】 ①投下・增加固定資産総額(建物・設備)100億円以上 ②新規雇用者(※1)数50人以上 ③和歌山県の誘致対象業種であり、協定を締結する企業	投下・增加固定資産(土地含む)に対する固定資産税相当額(千円未満切捨て)	5年間	50億円(累計50億円)
	固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	固定資産税 課税免除(3年間)	地域未来投資促進法
固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象業種】①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31(★印)参照	固定資産税 不均一課税(3年間)	半島振興法	
固定資産税 課税免除(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	固定資産税 課税免除(3年間)	地域再生法	
固定資産税 不均一課税(3年間)	【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	固定資産税 不均一課税(3年間)	地域再生法	
固定資産税 一部課税免除 (3~5年間)	【対象事業】市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	固定資産税 一部課税免除 (3~5年間)	中小企業等経営強化法	

(※1)新規雇用者…市内在住者又は市外事業所から転勤転入した者で雇用保険加入者

(※2)特定物流施設…「貨物運送取扱業」、「製造業」又は「小売業」を営む事業者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、高度な物流施設を有する施設。

▶ 市町村の優遇制度

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
立地促進奨励金	[対象業種] ①製造業②情報通信業③運輸業④学術研究開発機関 [主な要件] (新設の場合) ①投下固定資産3億円以上 ②新設に伴い新たに常雇する従業員5人以上 (移設・増設の場合) ①投下固定資産1億円以上 ②移設・増設に伴い新たに常雇する従業員5人以上	前年度納付固定資産税相当額、都市計画税相当額(千円以下切捨て) ※前年度納付固定資産税のうち新設・移設・増設対象部分のみ	5年間	限度額なし
雇用促進奨励金	[主な要件] (新設の場合) ①投下固定資産3億円以上 ②新設に伴い新たに常雇する従業員5人以上 ③②のうち交付基準日以降1年以上継続して雇用している地元雇用者 (移設・増設の場合) ①投下固定資産1億円以上 ②移設・増設に伴い新たに常雇する従業員5人以上 ③②のうち交付基準日以降1年以上継続して雇用している地元雇用者	新規地元雇用者数×50万円 ※純増分で換算	3年間	3,000万円
事業所設置奨励金	[主な要件] ①投下固定資産3億円以上 ②新設に伴い新たに常雇する従業員5人以上	投下固定資産額の5%	初回のみ	5,000万円
宿泊施設建築奨励金	[対象業種] 宿泊施設事業(ホテル・旅館) [主な要件] 宿泊施設の新築のための投下固定資産総額が3億円以上であること。	新築に要した建築費用のうち、100分の10に相当する額	新築したとき	3,000万円
宿泊施設立地奨励金	[主な要件] 宿泊施設の新築のための投下固定資産総額が3,000万円以上であること。また、増築の場合は1,000万円以上であること。	新築又は増築した宿泊施設に係る固定資産税及び都市計画税の合計額	(注1)	限度額なし
雇用促進奨励金(宿泊施設立地奨励金関係)	[主な要件] 宿泊施設建築奨励金の奨励措置要件を満たし、かつ、新規常用雇用者を雇用していること。	新規常用雇用者の人数に15万円を乗じて得た額	営業日後1年を経過したとき	150万円
地域資源活用奨励金	[主な要件] 紀の川市産の農産物を宿泊者に提供していること。	紀の川市産の農産物を購入した費用	(注2)	年30万円
地域環境保全対策奨励金	[主な要件] 宿泊施設建築奨励金の奨励措置要件を満たし、かつ、周辺環境対策、周辺防災対策又は周辺景観保全対策を講じること。	左欄の対策のための施設及び設備に要した費用	新築したとき	3,000万円
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	地域未来投資促進法		
固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] ①製造業②旅館業(下宿営業除く)③農林水産物等販売業④情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照(旧打田町・旧貴志川町地区を除く)	過疎法		
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象業種] ①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照	半島振興法		
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
固定資産税一部課税免除(3~5年間)	[対象事業] 市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法		

(注1) 営業日後、初めて課税された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して新築は10年間、増築は5年間

(注2) 営業日後、初めて課税された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して5年間

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
立地促進助成金	[対象業種] 製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業及び保養施設 [主な要件] ①投下固定資産総額3億円以上(中小企業は3,000万円以上) ②施設の新設に伴う新規雇用人数10人以上(中小企業は3人以上)	1,2,3年度固定資産税額×100/100相当額 4年度固定資産税額×50/100相当額 5年度固定資産税額×30/100相当額	5年間	1億5,000万円(1億5,000万円)
雇用促進助成金	新規地元雇用者数×15万円	初年度のみ	限度額なし	
借地費用助成金	賃料×5/100	5年間	500万円(2,500万円)	
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	地域未来投資促進法		
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象業種] ①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照	半島振興法		
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法		

- それぞれの要件に合致すれば、国・県の優遇措置を併用可能です。
- 地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除は、償却資産(構築物を除く)は対象となりません。

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
田辺市 事業所等設置奨励金	[対象業種] 製造業 [主な要件] ①投下固定資産総額1億円以上 ②新規雇用者及び転入雇用者10人以上	固定資産納税額相当額 ※下欄①に該当する場合、固定資産納税額の1/2相当額(3年間)	5年間	限度額なし
雇用奨励金	中小企業の場合 ①投下固定資産総額3,000万円以上 ②新規雇用者及び転入雇用者5人以上	初年度のみ 3,000万円	初年度のみ	500万円
経営支援奨励金	[対象業種] 情報通信業及び特定サービス業 [主な要件] ①投下固定資産総額3,000万円以上 ②新規雇用者及び転入雇用者20人以上	県融資制度のうち、新規開業資金又は成長サポート資金の利用に伴う信用保証料相当額 ①県との立地協定に基づく製造業の施設を新規立地した場合で、投下固定資産総額が5億円以上、かつ新規雇用者及び転入雇用者20人以上を継続して雇用したとき、水道使用料に次の割合を乗じて得た額 (1)5年目まで1/2 (2)6年目2/5 (3)7年目3/10 (4)8年目1/5 (5)9年目1/10	9年間	2ヶ月当たり20万円
指定公用地無償貸与	県との立地協定による場合 ①投下固定資産総額1,000万円以上 ②新規雇用者及び転入雇用者3人以上	②県との立地協定に基づく情報通信業及び特定サービス業の施設(コールセンター、データセンターを除く)を新規立地した場合で、操業開始後1年内に3人以上を継続して雇用したとき、民間施設の賃借料の50%相当額 ※県のオフィス賃借補助金を受けている場合は、25%相当額	3年間	各期間1,000万円(3,000万円)
事業所等設置奨励金(市内移転)	県との立地協定による場合 ①投下固定資産総額2億円以上 ②新規雇用者及び転入雇用者10人以上	③県との立地協定に基づく情報通信業及び特定サービス業の施設(コールセンター、データセンター)を新規立地した場合で、操業開始後1年内に3人以上を継続して雇用したとき、民間施設賃借料の50%及び通信回線使用料の50%相当額 ※県のオフィス賃借補助金、通信補助金を受けている場合は、25%相当額	7年間	
固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業 [主な要件] ・正社員数21人以上 ・直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり2,000万円以上 ・投下固定資産総額1億円(中小企業の場合は3,000万円)以上	固定資産税額相当額 投下固定資産総額が1億円を超えるとき、投下固定資産総額の10%相当額	初年度のみ	3,000万円
固定資産税一部課税免除(3~5年間)	[対象業種] 情報通信業及び特定サービス業 [主な要件] ・正社員数21人以上 ・直近決算期の年間売上高が正社員1人あたり1,200万円以上 ・投下固定資産総額3,000万円(中小企業の場合は1,000万円)以上	施設の改修を行ったとき、その改修に要した費用の1/3相当額	初年度のみ	500万円
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	地域未来投資促進法		
固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照(旧田辺市を除く)	過疎法		
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象業種] ①製造業、旅館業(下宿営業除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照	半島振興法		
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法		
固定資産税一部課税免除(3~5年間)	[対象事業] 市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法		

▶ 市町村の優遇制度

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
企業立地促進助成金	[対象施設] 製造施設、試験研究施設、情報通信施設、流通関連施設(御坊工業団地、日高港湾企業用地、熊野企業用地) [主な要件] ①固定資産評価額1億円以上 (中小企業は3,000万円以上、情報通信施設は1,000万円以上) ②増加常用従業員10人以上(中小企業は5人以上) ③市長と環境保全協定を締結すること ※日高港工業団地の場合は上記に限らない	固定資産納税額相当額×1/2 増加常用従業員数×15万円(50人限度) 賃料に5/100を乗じた額	10年間 初年度のみ 5年間	5億円(※1) (5億円) 750万円 500万円 (2,500万円)(※1)
雇用促進助成金	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業 [適用要件] P.31(★印)参照			
借地費用助成金(※2)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。 [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。 [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象業種] ①製造業、旅館業(下宿営業を除く)②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照			
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			
固定資産税一部課税免除(3~5年間)	[対象事業] 市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			

(※1)企業立地促進助成金と借地費用助成金を併せて受ける事業者は、合計額が5億円を限度とする。

(※2)借地費用助成金は、御坊工業団地、日高港湾企業用地及び熊野企業用地に限る。

紀美野町	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。 [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)	地域未来投資促進法
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業 [適用要件] P.31(★印)参照	過疎法
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法
	固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超	地域再生法
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法

かつらぎ町	固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照	過疎法
	固定資産税一部課税免除(3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業 [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法

九度山町	固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照	過疎法
	固定資産税一部課税免除(3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業 [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
事業所等設置補助	[対象業種] 製造業、研究開発施設 ※新宮港第二期工業用地については、食料品製造業、木材・木製品製造業(家具を除く)、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製品製造業、金属製品製造業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、建築材料・鉱物・金属材料等卸売業 [主な要件] ①対象固定資産5,000万円以上 ②新規地元雇用者10人以上(新宮港第二期工業用地は5人以上)	初年度: 対象固定資産税額×100% 2年度: 対象固定資産税額×75% 3年度: 対象固定資産税額×50% 過疎法など適用の場合は上記に1/2を乗じて得た額	3年間	限度額なし
用地取得補助	[対象業種] 上記「事業所等設置補助」と同じ [主な要件] ①取得後3年以内の操業開始 ②製造業・研究開発施設3,000m ² 以上 ③その他5,000m ² 以上 ④新規地元雇用者10人以上 (新宮港第二期工業用地は5人以上)	取得価格×10%	初年度のみ	新宮港第二期工業用地 5,000万円 その他 3,000万円
雇用奨励補助	[対象業種] 上記「事業所等設置補助」と同じ [主な要件] ①対象固定資産5,000万円以上 ②新規地元雇用者10人以上 (新宮港第二期工業用地は5人以上)	新規地元雇用者数×30万円	初年度のみ	3,000万円
緑地整備補助	[主な要件] 用地取得後3年以内に緩衝緑地帯を整備したもの	緑地整備に要した経費×50%	初年度のみ	500万円
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。 [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)			
固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照			
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			
固定資産税一部課税免除(3~5年間)	[対象事業] 市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			

高野町	固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照	過疎法
	固定資産税一部課税免除(3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業 [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法

湯浅町	助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
	企業立地助成金	[対象業種] 日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に掲げる大分類AからRまでに係る風俗営業・宗教活動・政治活動などの事業を行う施設を除く工場、作業所、事務所、店舗等 [主な要件] ①協定の締結日から起算して3年内に着手 ②新規雇用者3人以上	1,2,3年度固定資産税×100/100相当額 4年度固定資産税×50/100相当額 5年度固定資産税×30/100相当額	5年間	5,000万円
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万超)			
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照			
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			
	固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額の合計が3,800万円(中小事業者1,900万円)超			
	固定資産税一部課税免除(3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。			

広川町	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万超)	地域未来投資促進法
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照	過疎法
	固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業 [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。	中小企業等経営強化法

- それぞれの要件に合致すれば、国・県の優遇措置を併用可能です。
- 地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除は、償却資産(構築物を除く)は対象となりません。

▶ 市町村の優遇制度

- それぞれの要件に合致すれば、国・県の優遇措置を併用可能です。
- 地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除は、償却資産（構築物を除く）は対象となりません。

有田川町	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業（主務大臣の確認を受けたものに限る。） 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超）</p>	地域未来投資促進法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象業種】製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 【適用要件】P.31（★印）参照（旧吉備町を除く）</p>	過疎法
	<p>固定資産税 不均一課税(3年間)</p> <p>【対象業種】①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31（★印）参照</p>	半島振興法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業（移転型） 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円（中小事業者1,900万円）超</p>	地域再生法
	<p>固定資産税 不均一課税(3年間)</p> <p>【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業（拡充型） 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円（中小事業者1,900万円）超</p>	地域再生法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業（資本金1億円以下の中小企業者等） 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。</p>	中小企業等経営強化法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象業種】物品の製造加工 【適用要件】製造加工事業用設備等の取得額1,000万円超 新規常用雇用者10人以上等</p>	

印南町	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業（主務大臣の確認を受けたものに限る。） 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超）</p>	地域未来投資促進法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象業種】製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 【適用要件】P.31（★印）参照</p>	過疎法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業（移転型） 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円（中小事業者1,900万円）超</p>	地域再生法
	<p>固定資産税 不均一課税(3年間)</p> <p>【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業（拡充型） 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円（中小事業者1,900万円）超</p>	地域再生法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業（資本金1億円以下の中小企業者等） 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。</p>	中小企業等経営強化法

美浜町	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業（主務大臣の確認を受けたものに限る。） 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超）</p>	地域未来投資促進法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象業種】製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 【適用要件】P.31（★印）参照</p>	過疎法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業（移転型） 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円（中小事業者1,900万円）超</p>	地域再生法
	<p>固定資産税 不均一課税(3年間)</p> <p>【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業（拡充型） 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円（中小事業者1,900万円）超</p>	地域再生法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業（資本金1億円以下の中小企業者等） 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。</p>	中小企業等経営強化法

みなべ町	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業（主務大臣の確認を受けたものに限る。） 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超）</p>	地域未来投資促進法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象業種】製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 【適用要件】P.31（★印）参照（南部川村区域）</p>	過疎法
	<p>固定資産税 不均一課税(3年間)</p> <p>【対象業種】①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31（★印）参照</p>	半島振興法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業（移転型） 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円（中小事業者1,900万円）超</p>	地域再生法
	<p>固定資産税 不均一課税(3年間)</p> <p>【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業（拡充型） 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円（中小事業者1,900万円）超</p>	地域再生法
	<p>固定資産税 一部課税免除(3~5年間)</p> <p>【対象事業】町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業（資本金1億円以下の中小企業者等） 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。</p>	中小企業等経営強化法

日高町	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業（主務大臣の確認を受けたものに限る。） 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超）</p>	地域未来投資促進法
	<p>固定資産税 不均一課税(3年間)</p> <p>【対象業種】①製造業、旅館業（下宿業は除く）②農林水産物等販売業、情報サービス業等 【適用要件】P.31（★印）参照</p>	半島振興法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業（移転型） 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円（中小事業者1,900万円）超</p>	地域再生法
	<p>固定資産税 不均一課税(3年間)</p> <p>【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業（拡充型） 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円（中小事業者1,900万円）超</p>	地域再生法
	<p>固定資産税 一部課税免除(3~5年間)</p> <p>【対象事業】町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業（資本金1億円以下の中小企業者等） 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。</p>	中小企業等経営強化法

日高川町	<p>助成金等</p> <p>日高川町 企業立地促進 対策要綱</p>	<p>対象者の要件</p> <p>従業員数 5～9人 100万円 20～39人 300万円 60～99人 500万円 100人以上 600万円</p>	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
		増設の場合は1/2の額			
		新增設に要する借入資金の貸付利率の2%の範囲	3年間	100万円(300万円)	
		町の借地基準額の1/2の範囲	3年間	個別算定	
		新增設に要するインフラ整備に要した費用	適宜	500万円(500万円)	

由良町	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】県の承認を受けた地域経済牽引事業（主務大臣の確認を受けたものに限る。） 【適用要件】建物、土地、構築物の取得額1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超）</p>	地域未来投資促進法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象業種】製造業、農林水産物等販売業、旅館業 【適用要件】P.31（★印）参照</p>	過疎法
	<p>固定資産税 課税免除(3年間)</p> <p>【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業（移転型） 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円（中小事業者1,900万円）超</p>	地域再生法
	<p>固定資産税 不均一課税(3年間)</p> <p>【対象事業】認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業（拡充型） 【適用要件】特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円（中小事業者1,900万円）超</p>	地域再生法
	<p>固定資産税 一部課税免除(3~5年間)</p> <p>【対象事業】町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業（資本金1億円以下の中小企業者等） 【適用要件】当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。</p>	中小企業等経営強化法

▶ 市町村の優遇制度

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
企業誘致促進助成金	[主な要件] 3人以上の正社員雇用	・閉鎖中の宿泊施設を取得した場合固定資産税の1/2相当額 ・新たに新增設した場合固定資産税の2/5相当額	5年間	限度額なし
雇用奨励金	[主な要件] ①3人以上の正社員雇用 ②投下固定資産(土地、家屋)を取得すること	新規地元雇用者数×10万円(正社員)	初年度のみ	1,000万円
固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業 [適用要件] P.31(★印)参照(旧白浜町を除く)		過疎法	
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象業種] ①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照		半島振興法	
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超		地域再生法	
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超		地域再生法	
固定資産税一部課税免除(3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。		中小企業等経営強化法	

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
那智勝浦町雇用奨励金	[主な要件] 2人以上の正社員雇用 (うち少なくとも1人は新規地元雇用従業員の雇用が必要)	雇用した正社員数×20万円	初年度のみ	200万円
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)		地域未来投資促進法	
固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照		過疎法	
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超		地域再生法	
固定資産税一部課税免除(3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。		中小企業等経営強化法	
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)		地域未来投資促進法	
固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照		過疎法	
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。		中小企業等経営強化法	

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
事業所等設置奨励金	[主な要件] 償却資産取得額2,700万円以上	固定資産税納税額	3年間	限度額なし
用地取得奨励金	[主な要件] ①用地取得後2年以内に操業開始 ②事業用地面積3,000m ² 以上 (中小企業は1,000m ² 以上) ③常用雇用者数10人以上(中小企業5人以上)	用地取得価格×10%	初年度のみ	3,000万円
経営安定奨励金	[主な要件] 町内商工業者で県信用保証協会の経営安定関連特別保証融資のうち経営支援資金を受けた者	県信用保証協会への信用保証料を保証期間で除した額の1/2	初年度のみ	限度額なし
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)		地域未来投資促進法	
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象業種] ①製造業、旅館業②農林水産物等販売業、情報サービス業等 [適用要件] P.31(★印)参照		半島振興法	
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超		地域再生法	
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。		中小企業等経営強化法	

固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)		地域未来投資促進法
固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業 [適用要件] P.31(★印)参照		過疎法
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業 [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超		地域再生法
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。		中小企業等経営強化法

助成金等	対象者の要件	内容(補助率等)	適用期間	限度額(累計限度額)
古座川町工場設置奨励	[主な要件] 工場の新設のため、投下した固定資産の取得額が2,000万円を超えるか、かつ、常時雇用する従業員の数が20人以上(奨励措置の適用を受けるには、問い合わせが必要)	①土地の貸与 ②建物の貸与 ③環境の整備 ※①及び②にあっては、3年を限度として、無償又は時価より低い価格で貸与することができるものとする。ただし、新設の建物については、適用しない。	3年間	
固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、旅館業 [適用要件] P.31(★印)参照		過疎法	
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。		中小企業等経営強化法	

固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の確認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)		地域未来投資促進法
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。		中小企業等経営強化法

固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 県の承認を受けた地域経済牽引事業(主務大臣の承認を受けたものに限る。) [適用要件] 建物、土地、構築物の取得額1億円超(農林漁業関連業種は5,000万円超)		地域未来投資促進法
固定資産税課税免除(3年間)	[対象業種] 製造業、農林水産物等販売業、旅館業 [適用要件] P.31(★印)参照		過疎法
固定資産税課税免除(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(移転型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超		地域再生法
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象事業] 認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って行う事業(拡充型) [適用要件] 特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得額が3,800万円(中小事業者1,900万円)超		地域再生法
固定資産税一部課税免除(3~5年間)	[対象事業] 町の認定を受けた先端設備等導入計画に従って行う事業(資本金1億円以下の中小企業者等) [適用要件] 当該認定以降に新たに取得した労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に供される 償却資産 ※設備の種類によって要件が異なります。		中小企業等経営強化法
固定資産税不均一課税(3年間)	[対象業種] 宿泊施設等を設置する企業 [適用要件] ①固定資産取得額1億円超②新規常時雇用10人超		

●それぞれの要件に合致すれば、国・県の優遇措置を併用可能です。
●地域未来投資促進法に基づく固定資産税の課税免除は、償却資産(構築物を除く)は対象となりません。

▶ 地域雇用開発助成金

最寄りの公共職業安定所にお問い合わせください。
和歌山労働局職業対策課 ☎073-488-1161

雇用機会が特に不足している地域(過疎等雇用改善地域^{*})の事業主が、事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者等を雇い入れる場合、設置整備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成されます。(1年毎に最大3回支給)

1. 主な受給要件

1回目の支給 受給するためには、次の1~4の要件をいずれも満たすことが必要です。

- 1 事業所の設置・整備を行う前に、管轄の都道府県労働局長に計画書を提出
- 2 事業の用に供する施設や設備を計画期間内(最長18か月間)に設置・整備
 - 助成対象となる設置・整備費用は1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上である場合に限る。
- 3 ハローワーク等の紹介により常時雇用する雇用保険一般被保険者を雇用
 - 3人(創業の場合は2人)以上雇い入れること。
- 4 事業所における労働者(雇用保険一般被保険者)数の増加
 - 設置・設備事業所における完了日における雇用保険一般被保険者数が、計画日の前日における数に比べ3人(創業の場合は2人)以上増加していること。

2回目・3回目の支給 受給するためには、次の1~4の要件をいずれも満たすことが必要です。

- 1 雇用保険一般被保険者数の維持
 - 第2回目および第3回目の支給基準日における雇用保険一般被保険者の数が、完了日における数を下回っていないこと。
- 2 支給対象数の維持
 - 第2回目および第3回目の支給基準日における支給対象者の数が、完了日における数を下回っていないこと。
- 3 支給対象者の職場定着
 - 完了日以降に離職者が発生した場合、一定の範囲で補充が認められますが、第2回目および第3回目の支給基準日までの離職者の数は、完了日時点の支給対象者の1/2以下、または3人以下であること。

2. 受給額

対象労働者の人数及び設置・整備に要した費用に応じて、1年ごとに最大3年間(3回)支給。

設置・整備に 要した費用	支給対象者の増加数[()内は創業の場合の初回のみ適用]			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

(注1)中小企業事業主の場合は、1回目の支給において上表の支給額の1.5倍が支給されます。

(注2)中小企業事業主の場合であって、かつ創業と認められる場合は、1回目の支給において上表の支給額の2倍が支給されます。

* 過疎等雇用改善地域

・紀の川市(旧那賀郡粉河町・旧同郡那賀町・旧同郡桃山町の区域)

▶ 融資制度

和歌山県企業立地 促進資金貸付制度

この制度は、和歌山県の産業の振興と、雇用の安定を図ることを目的としたもので、県内に工場等の新設、増設をするための資金の一部を融資します。

対象施設	貸付要件	貸付金
●工場	次のいずれの要件にも該当する中小企業者又は知事が特に必要と認める者。	貸付限度額 2億円(特に必要と認めた場合25億円)
●試験研究施設	①知事の誘致等により工場等の新設等を行う者であること。	貸付金利 貸付実行日の長期プライムレート×3/4(%)
●特定業種	②雇用対象地域の住民のうちから原則として5人以上又は新規雇用者数の1/5以上のいずれか多い人数を操業開始後3か月以内に雇用するものであること。	貸付対象経費 設備資金(土地、建物、機械設備等)
●物流施設		貸付期間 10年以内(うち据置2年以内)
●観光保養施設		取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関

日本政策金融公庫 地域活性化・雇用促進資金

概要は以下の通りです。

詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください。

中小企業事業

ご利用いただける方	融資利率	融資限度額、融資期間
地域未来投資促進法に基づき都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方	設備資金 2億7,000万円まで…特別利率① ただし、新規開業して7年以内の方など一定の要件を満たす場合は特別利率③ 2億7,000万円超…基準利率 運転資金 基準利率	融資限度額 直接貸付…7億2,000万円 代理貸付…1億2,000万円 融資期間 設備資金…20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金…7年以内 (うち据置期間2年以内)
地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方	設備資金 2億7,000万円まで…特別利率③ 2億7,000万円超…基準利率 運転資金 基準利率	

▶ 工場立地法の届出についてのご案内

敷地面積が9,000m²以上又は建築面積が3,000m²以上の工場を新設又は変更する場合は「工場立地法」に基づき届出が必要です。

届出対象工場

業種	製造業、電気・ガス・熱供給業者(水力、地熱、太陽光発電所は除く。)
規模	敷地面積9,000m ² 以上又は建築面積3,000m ² 以上。

基 準

(1)生産施設 敷地面積の30~65%以下(業種により異なります。)

(2)緑 地 敷地面積の20%以上

(3)環境施設 敷地面積の25%以上(緑地含む。)

25%のうち、20%以上は緑地が必要で、残り5%は緑地又は緑地以外の環境施設が必要です(緑地以外の環境施設とは、噴水・広場、運動場、太陽光パネル等をいいます)。また、敷地面積の15%以上の環境施設を敷地の周辺部に配置する必要があります。

※現に設置されている工場等が増改築を行う場合、一定の要件のもとに緑地及び環境施設の基準が緩和される場合があります。

届出が必要な場合

(1)新設届 (法第6条)

工場を新設する場合

(それまでの工場が工場立地法の規制の適用外であった場合で敷地又は建築面積の増加により対象となる場合を含みます。)

(2)変更届 (法第8条、第12条)

○下記の要件に該当するような製品の変更を行う場合。

- 日本標準産業分類の他の小分類に属する業種となるようなとき。
- 準則に示す生産施設面積率等が変わるとき。

○敷地面積が増減する場合。

○建築面積が増減する場合。

※ただし、生産施設面積の増加(スクラップ&ビルト含む)や緑地、環境施設面積の減少を伴わない場合は届出不要。

○緑地・環境施設の面積が変更となる場合。

※なお、緑地等の撤去と増設を同時にい、結果的に面積が変わらない場合であっても届出は必要。

○届出者の氏名、住所の変更及び工場の名称、所在地が変更する場合

※ただし、交代による代表者氏名の変更は届出を必要としません。

(3)承継届 (法第13条)

工場の譲り受け、合併等により特定工場の承継があった場合。

届出期限

新設(変更):工事着手90日前までに市町村窓口に届出

(※ただし、短縮申請が認められた場合、30日に短縮可能)

申請様式等につきましては、各市町村担当窓口までお問い合わせください。



企業立地課ホームページ

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchica/>

工場立地法 Q & A

Q 面積はどのように算定しますか?

A 投影法による水平投影面積で算定してください。

Q 緑地とはどのようなものですか?

A 次のいずれかに該当する土地又は施設に設けられるものを言います。

①樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。

②低木又は芝、その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る)で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設。

Q 駐車場の整備に緑化ブロックを使用した場合は緑地となりますか?

A 駐車場の緑化ブロック、屋上緑化、藤棚の下の駐車場は重複緑地として、緑地面積率の1/4までを限度として、緑地に算入できます。

Q 斜面地の緑地面積はどのように算定しますか?

A その水平投影面積が緑地面積となります。

Q 芝生の上に太陽光発電施設を設置した場合、芝生は緑地とみとめられますか?

A 芝生が適切に管理されれば、重複緑地として緑地面積率の1/4までを限度として緑地に算入できます。

Q 原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部の事務所、研究施設、受変電施設は生産施設にあたりますか?

A 生産施設にあたりません。

Q 建築物の一部に製造工程等を形成する機械又は装置が設置されている場合の生産施設面積の算定はどのようにしますか?

A 原則として、当該建築物の全水平投影面積となります。

例外的に、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とすることができます。

Q 1階が倉庫、2階が生産施設の場合はどのように算定しますか?

A 当該建築物のいずれかの階に生産施設が設置されていれば、当該建築物は生産施設となります。したがって、当該建築物の水平投影面積を生産施設面積とします。

Q 太陽光発電施設は緑地以外の環境施設となりますか?

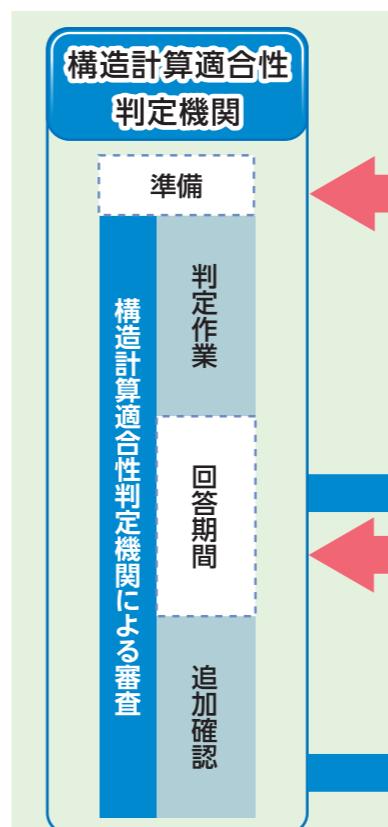
A 売電用、自家発電用とともに、「環境施設」と位置づけます。

▶ 建築確認の流れ(目安)

●建築確認申請は、建築物を建てる場合に建築基準法に基づき必要な手続きです。

●確認申請は、特定行政庁(県、和歌山市)もしくは、指定確認検査機関(民間)のいずれかに申請書を提出し、確認審査が行われます。また、建築物の規模や構造計算方法に応じて、構造計算適合性判定が必要になる場合があります。

●確認申請により、建築基準法に適合していることが確認されると確認済証が交付され、その後、工事に着工することができます。



▶ その他、事業所の設置にあたって関連する法律等

環境関係

区分	対象施設	規制区域	規制の内容		届出等
大気汚染 防止法	ばい煙 発生施設	全 域	ばい煙 硫黄酸化物	区域の区分ごとのK値規制及び一部地域について総量規制、燃料使用基準	施設の設置又は 変更の届出 〔受理後60日間の 実施の制限〕
	揮発性有機 化合物排出施設		ばいじん 有害物質	施設の種類及び規模ごとの濃度規制	
	水銀排出施設		揮発性有機化合物	施設の種類ごとの濃度規制	
	特定粉じん発生施設		水銀	施設の種類及び規模ごとの濃度規制	
	一般粉じん発生施設		特定粉じん	アスベスト等の濃度規制	
	特定粉じん排出等作業		一般粉じん	構造・使用・管理の基準	施設の設置又は 変更前に届出
	解体・改修工事を行う建築物等		特定粉じん	アスベスト等の除去作業基準	工事着手の14日前 までに発注者が届出
	硫黄酸化物及び ばいじんに係る特定施設		特定粉じん	アスベスト含有の建材の 有無の事前調査	作業開始前までに 電子システムにより報告
	有害物質に係る特定施設		ばいじん	濃度規制	
	粉じんに係る特定施設		有害物質	濃度規制	
県条例	硫黄酸化物及び ばいじんに係る特定施設	全 域	粉じん	設備基準、濃度規制	施設の設置又は 変更の届出 〔受理後60日間の 実施の制限〕
	有害物質貯蔵指定施設		硫黄酸化物	区域の区分ごとのK値規制	
	有害物質使用特定施設		ばいじん	濃度規制	
	特定施設		有害物質	濃度規制	
水質汚濁 防止法	有害物質貯蔵指定施設	全 域	粉じん	設備基準、濃度規制	
	有害物質使用特定施設		構造基準	定期点検義務	施設の設置又は 変更の届出 〔受理後60日間の 実施の制限〕
	特定施設		濃度規制(一律基準)	濃度規制(一律基準)	施設の設置又は 変更の届出 〔受理後60日間の 実施の制限〕
	指定地域 特定施設		条例に規定する 4水域	濃度規制 (一律基準及び条例による上乗せ基準) 総量規制(COD、窒素、りん) (排水量平均50m³/日以上)	施設の設置又は 変更の届出 〔受理後60日間の 実施の制限〕
騒音 ・ 振動	瀬戸内海 環境保全 特別措置法	瀬戸内海区域 ※注①	濃度規制 (一律基準及び条例による上乗せ基準) 総量規制(COD、窒素、りん) (排水量平均50m³/日以上)	濃度規制 (一律基準及び条例による上乗せ基準) 総量規制(COD、窒素、りん) (排水量平均50m³/日以上)	施設の設置又は 変更の届出 〔受理後60日間の 実施の制限〕
	県条例	瀬戸内海区域 ※注①	濃度規制 (一律基準及び条例による上乗せ基準) 総量規制(COD、窒素、りん) (排水量平均50m³/日以上)	濃度規制 (一律基準及び条例による上乗せ基準) 総量規制(COD、窒素、りん) (排水量平均50m³/日以上)	施設の設置又は 変更の届出 〔受理後60日間の 実施の制限〕
騒音規制法 振動規制法	特定施設	全 域	区域の区分及び時間の区分ごとの騒音 又は振動の規制		施設の設置又は 変更の 30日前までに届出 ※注③
	特定建設作業		工事着手の7日前 までに届出 ※注③		施設の設置又は 変更の 30日前までに届出 ※注③
	騒音・振動に 係る特定施設 ※注④		施設の設置又は 変更の 30日前までに届出 ※注③		施設の設置又は 変更の 30日前までに届出 ※注③

※注① 瀬戸内海区域とは、和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町の一部、由良町の区域。
 ※注② 排水量平均50m³/日以上の場合は、汚濁負荷量の測定手法の届出も別途必要になります。
 ※注③ 各市町村環境担当課へ届出。
 ※注④ 騒音規制法に基づく特定施設を設置している工場・事業場については、県条例に基づく騒音に係る特定施設の届出は不要。また、振動規制法に基づく特定施設を設置している工場・事業場については、県条例に基づく振動に係る特定施設の届出は不要。

区分	対象施設	規制区域	規制の内容		届出等
悪臭	悪臭防止法	—	全 域	特定悪臭物質	区域の区分ごとの濃度規制
ダイオキシン類	ダイオキシン類 対策特別措置法	特定施設	全 域	濃度規制	施設の設置又は変更の届出 〔受理後60日間の実施の制限〕
廃棄物	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	産業廃棄物処理施設 ◎1 一般廃棄物処理施設 ◎2	全 域	処理施設の構造基準及び維持管理基準、 処理基準等	施設の設置又は 変更の許可

用地取得・造成関係

法令等	内容	届出・許可申請等	届出先等
国土利用計画法	右記以上の面積の 用地を取得した場合 に届出が必要 (ただし、地方自治体・土地開発公社等の所有する土地は除く)	●市街化区域 ●その他都市計画区域 ●都市計画区域外 2,000m²以上 5,000m²以上 10,000m²以上	契約締結の日から 2週間以内
都市計画法 (開発許可)	右記以上の面積の開 発行為(造成等)をす る場合に許可が必要 ●市街化区域 ●その他都市計画区域 ●都市計画区域外 1,000m²以上 3,000m²以上 10,000m²以上	建築確認申請前に許可が 必要、建築着工前に検査・ 公告を終えること	都市計画区域を有する市町村 市町村 都市計画区域を有しない市町村 市町村 ▶ 市都政策課
土壤汚染対策法	3,000m²(既に水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設 を設置している工場・事業場にあっては900m²)以上の土地を形質変 更(掘削、造成、切り土、盛り土)する場合に届出が必要	土地の形質変更に着手す る30日前まで	和歌山市域 市環境政策課 それ以外の地域 県立保健所
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	指定区域(県HPに掲載)の土地を形質変更する場合に届出が必要	土地の形質変更に着手す る30日前まで	和歌山市域 市産業廃棄物課、市一般廃棄物課 それ以外の地域 県立保健所
産業廃棄物の保管 及び土砂等の埋立 て等の不適正処理 防止に関する条例	事業を行う区域以外から搬入される土砂等による埋立て等を行 う区域の面積が3,000m²以上の場合は許可が必要 (市町村の条例により3,000m²未満であっても、許可が必要な場合 があります)	施工前に許可が必要	和歌山市域 市産業廃棄物課 それ以外の地域 県立保健所

※工業団地以外の土地に工場等を立地する場合などには、上記以外に必要な許可・届出があります。

消防関係

法令等	内容	届出・許可申請等	届出先等
消防法	危険物製造所等を設置する場合に許可が必要	設置前に許可が必要	各消防本部
高圧ガス保安法	高圧ガス製造事業所・貯蔵所等を設置する場合に 許可・届出が必要	●設置前に許可が必要 ●届出の場合は事業開始 の20日前までに必要	和歌山市域 県危機管理・消防課 それ以外の地域
火薬類取締法	火薬の製造販売等を行う場合に許可が必要	事前に許可が必要	各消防本部

※この他にも許可・届出を必要とする場合があります。

建築関係

法令等	内容	届出・許可申請等	届出先等
建築基準法	建築物を建てる場合に必要(建設場所、規模、構造による)	着工前に確認が必要	和歌山市域 市建築指導課
福祉のまちづくり条例	特定施設の建設を行う場合に、障害者や高齢者等が利用 しやすい設計が必要 (床面積が3,000m²以上の事務所、営業所及び工場は特定施設になります)	着工の30日前まで	それ以外の地域 県振興局建設部 県建築住宅課(海草振興局管内)
建築物省エネ法	床面積が300m²以上の非住宅建築物を建てる場合は省エネ基準 適合性判定、床面積が300m²以上の住宅等を建てる場合は届出が必要	適合性判定は着工前、 届出は着工の21日前まで	
景観条例	高さ13m超、又は建築面積1,000m²超の建築物 (和歌山市、田辺市、高野町、有田川町) 高さ13m超、又は建築面積1,000m²超の工作物 (をのぞく) ※特定景観形成地域においては、届出規模が異なりますので、県都市政策課へお問い合わせください。	着工の30日前まで	市町村 県振興局建設部 県都市政策課(海南市、海草郡のみ)

※この他にも許可・届出を必要とする場合があります。

▶ 人材支援

全国最大規模の高校生向け企業ガイダンスや和歌山独自のきめ細やかな取組で、県内企業と学生をおつなぎしています。

高校生の人材育成・県内就職の促進

企業ガイダンス

就職希望の高校3年生に対し、県内企業の魅力を発信し、県内就職を促進しています。

【例年の実績】

- 参加生徒数…4会場 のべ約1,500人
- 参加企業数…4会場 のべ約300社



Web企業説明会
Web会議システムを活用した企業説明会も実施



県内4会場で実施の応募前企業ガイダンス 生徒は希望に基づき企業ブースを訪問

高校生のためのわかやま就職ガイド

高校生向けに県内就職の魅力や県内企業の企業概要・採用情報を掲載しています。

- 掲載企業…378社(2023年5月版)
- 配付生徒…就職希望の高校3年生、2年生等(約9,600人)

各高校等で企業と連携した様々な取組を開催

県労働政策課が学校と企業の希望をもとに、事業をコーディネートしています。
事業への参加のご希望や高校訪問等のご相談にも対応いたします。

経営者や人事担当者による講話・企業説明会の開催



- 【例年の実績】
- 約40回実施
 - 参加生徒数
…のべ約3,600人
 - 参加企業数
…のべ約220社

企業を訪問し現場で学ぶ取組



- 【例年の実績】
- 約40社で開催
 - 参加生徒数…
のべ約1,700人



大学生等のUIターン就職を促進

県内企業就職ガイドブック「UIわかやま就職ガイド」

県内就職の魅力や県内企業の採用情報をまとめたガイドブック
県内高校出身の大学3、4年生や短大生に送付(高校卒業時に住所登録)しています。

■ 掲載企業数…348社(2023年3月版) ■ 送付学生数…約8,800人(2023年3月版)

同名のアプリ及びホームページにより、最新の新卒採用情報や、インターンシップ情報などを学生に提供しています。
企業説明会の開催情報等はSNS(LINE、Instagram、Twitter)も活用し、幅広く求職者に発信しています。

人材確保のための奨学金返還助成制度

優秀な人材を確保するため、参画企業に就職した学生に奨学金の返還金(最大100万円)を助成(農業・林業、漁業、建設業、製造業、情報通信業、ドラッグストア、医薬品小売業・調剤薬局、自然科学研究所に属する事業を営む参画企業に研究開発職又は技術職として就職して3年定着後、県と企業が折半で支給)しています。

大学との就職支援協定の締結

大学と就職支援協定を締結し、学生のUIターン就職を促進するため、学生と県内企業の交流会などの様々な取組をこないます。

15大学と締結

立命館大学／神戸学院大学／京都橘大学／大阪商業大学／関西学院大学／同志社大学／追手門学院大学／近畿大学／京都産業大学／桃山学院大学／佛教大学／京都女子大学／大谷大学／関西大学／大阪学院大学



R4.7.13 わかやま交流会in関西大学



合同企業説明会の開催

和歌山労働局や市町村、経済団体と連携し年間を通じて合同企業説明会を各地で開催しています。
令和2年度よりWEBでも実施しています。

【例年の実績】 開催回数…約15回

- 参加企業数…約670社
- 参加求職者数…約1,300人

再就職を促進 ～和歌山県就活サイクルプロジェクト～



【わかやま就職支援センター】
(はたらコーデわかやま)
センターを拠点に求職者支援

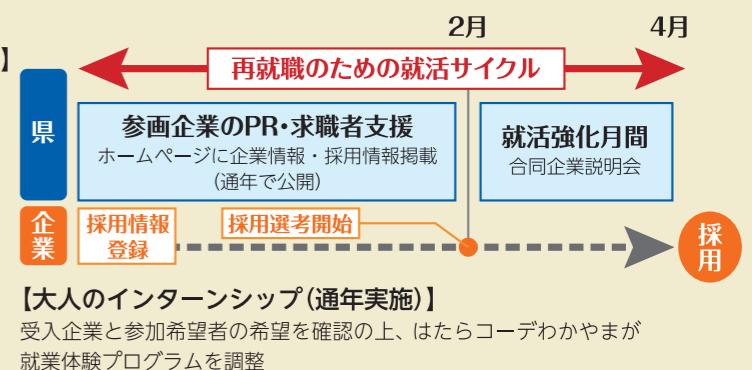
【合同企業説明会】

就活強化月間である2月に、和歌山市、橋本市、田辺市、オンラインで開催予定

【再就職につながるステップアップフェア】

9、12月に再就職のための合同企業説明会&企業・求職者向けセミナーをパッケージ開催予定

結婚や出産で一度離職した女性、定年退職した方、都会で働く人を対象に、年間スケジュールを定めて4月に就職できるよう支援しています。





交通アクセス

ますます便利になる交通ネットワーク

空 港

国際ハブ空港 関西国際空港

関西国際空港 ← リムジンバス → 和歌山市
約40分

完全24時間運用

複数の長距離滑走路を有する完全24時間空港

車内乗り継ぎ機能

- ・世界24ヶ国・地域、92都市と国内主要都市(羽田13便/日・札幌13便/日、福岡4便/日、沖縄12便/日:R1冬期スケジュール)を接続
 - ・同一ターミナルビル内で国際線と国内線の乗り継ぎが可能

A wide-angle photograph of an airport scene. In the foreground, a large white aircraft with red and blue branding is parked on the tarmac. Behind it, a modern terminal building features a prominent blue and white curved roof supported by a grid of poles. To the right, a tall, illuminated control tower stands against a clear sky. Other airport infrastructure like roads and smaller buildings are visible in the distance.

**関西国際空港
国際線ネットワーク**

● 就航都市 (抜粋)

ヨーロッパなど

アメリカなど

東京(羽田空港)

南紀白浜空港

首都圏からのアクセス

関西国際空港

1日13往復約70分

南紀白浜空港

1日3往復約70分

● 哈爾濱
● 滬陽
● 大連
● 烟台
● 青島
● 東京(羽田空港)
● ソウル
● 大邱
● 釜山
● 济州
● 南京
● 無錫
● 上海
● 杭州
● 福州
● 台北
● 高雄
● 広州
● マカオ
● シンセン
● 香港
● チェンマイ
● ハノイ
● バンコク
● ホーチミン
● クラーク
● マニラ
● サイパン
● グアム
● クアラルンプール
● シンガポール
● デンパサール

道 路

広域的な交流を支える高速道路ネットワーク(近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道)や、大阪府や近畿圏との交流・連携強化を図る府県間道路、高速道路と内陸部をつなぐ幹線道路網など、県内外の一体的な発展に寄与する幹線道路の整備を推進しています。



京奈和自動車道

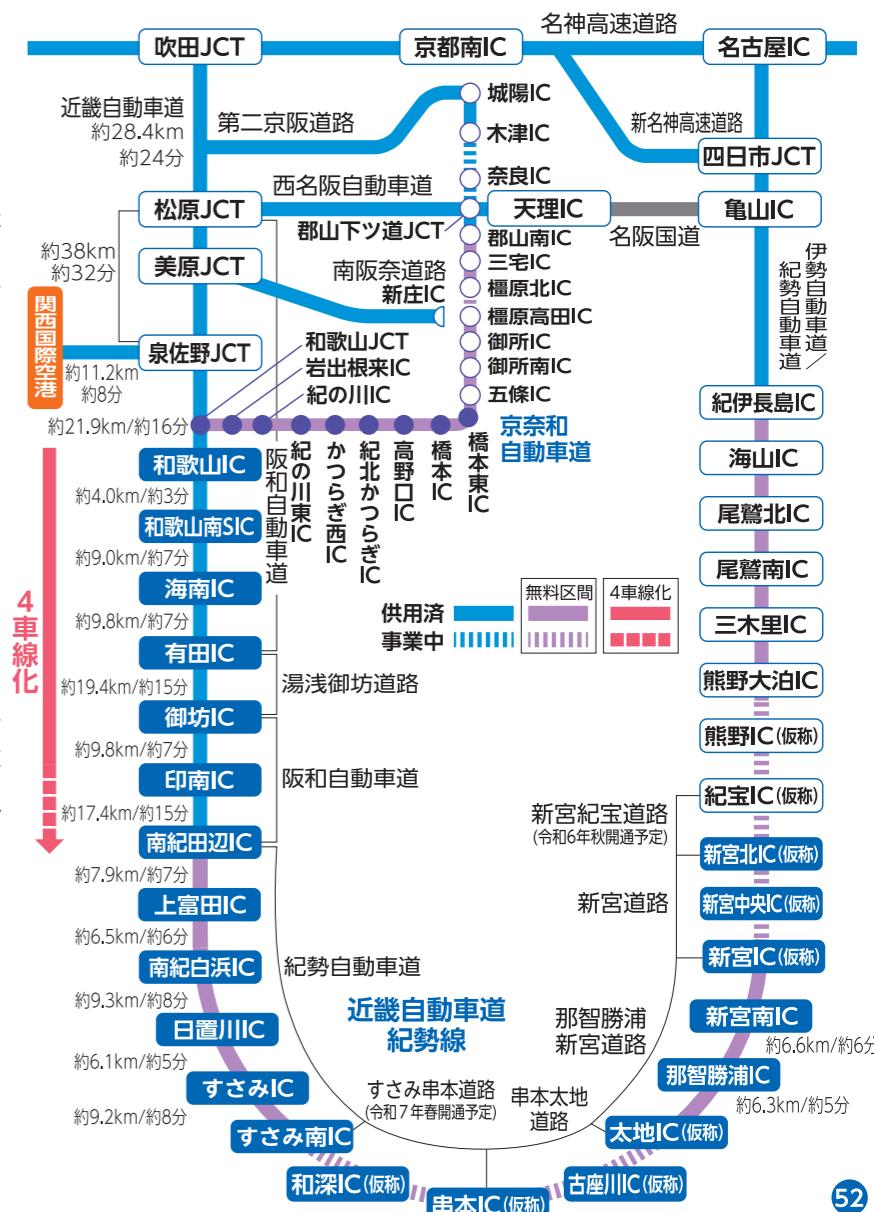
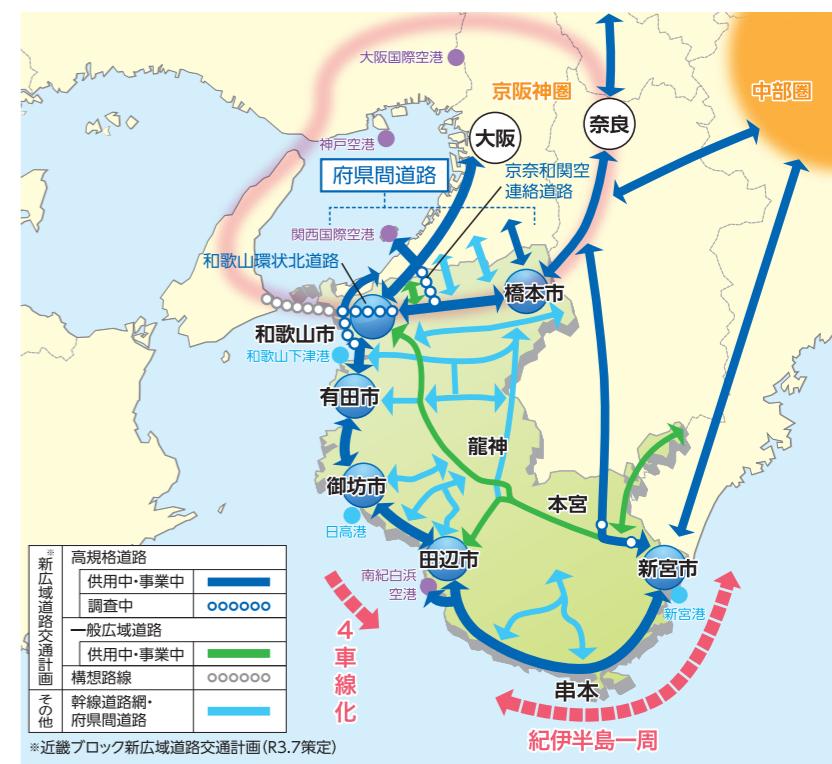
平成29年に岩出根来IC～和歌山JCT間が開通し、県内全線が供用されています。

近畿自動車道紀勢線

現在進められている、南紀田辺ICまでの4車線化について、令和3年12月に有田IC～印南IC間が完成したことにより、慢性的な渋滞が大幅に解消され、時間信頼性が向上しています。また、残る印南IC～南紀田辺ICにおいても、着実に事業が進められています。

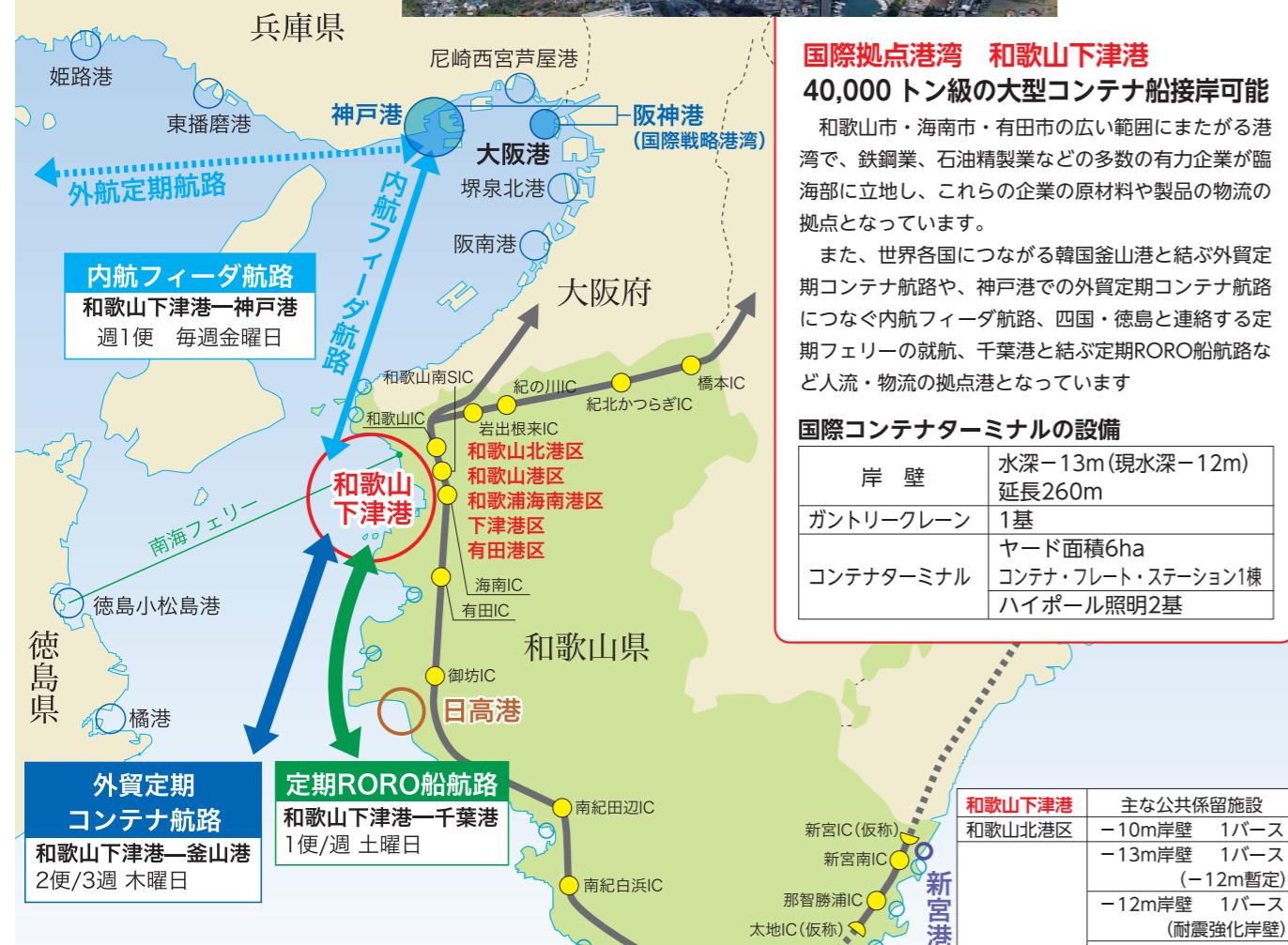


また、すさみ南IC以南において、紀伊半島一周高速道路の未整備区間が全線事業化され、新宮紀宝道路が令和6年秋、すさみ串本道路が令和7年春の開通時期が公表されるなど、早期実現に向けた整備が進められています



港湾

海岸線約650kmに面している和歌山県には、国際拠点港湾の和歌山下津港、重要港湾の日高港と、新宮港など13の地方港湾があります。



鉄道

JR線は大阪・天王寺駅から和歌山駅までを結ぶ阪和線や奈良・王寺駅から和歌山駅までを結ぶ和歌山線、紀伊半島をぐるりと巡り和歌山市と三重県龜山市を結ぶ全長約384kmの紀勢本線があります。

また、大阪のなんばから和歌山港・高野山などを結ぶ南海電鉄があります。

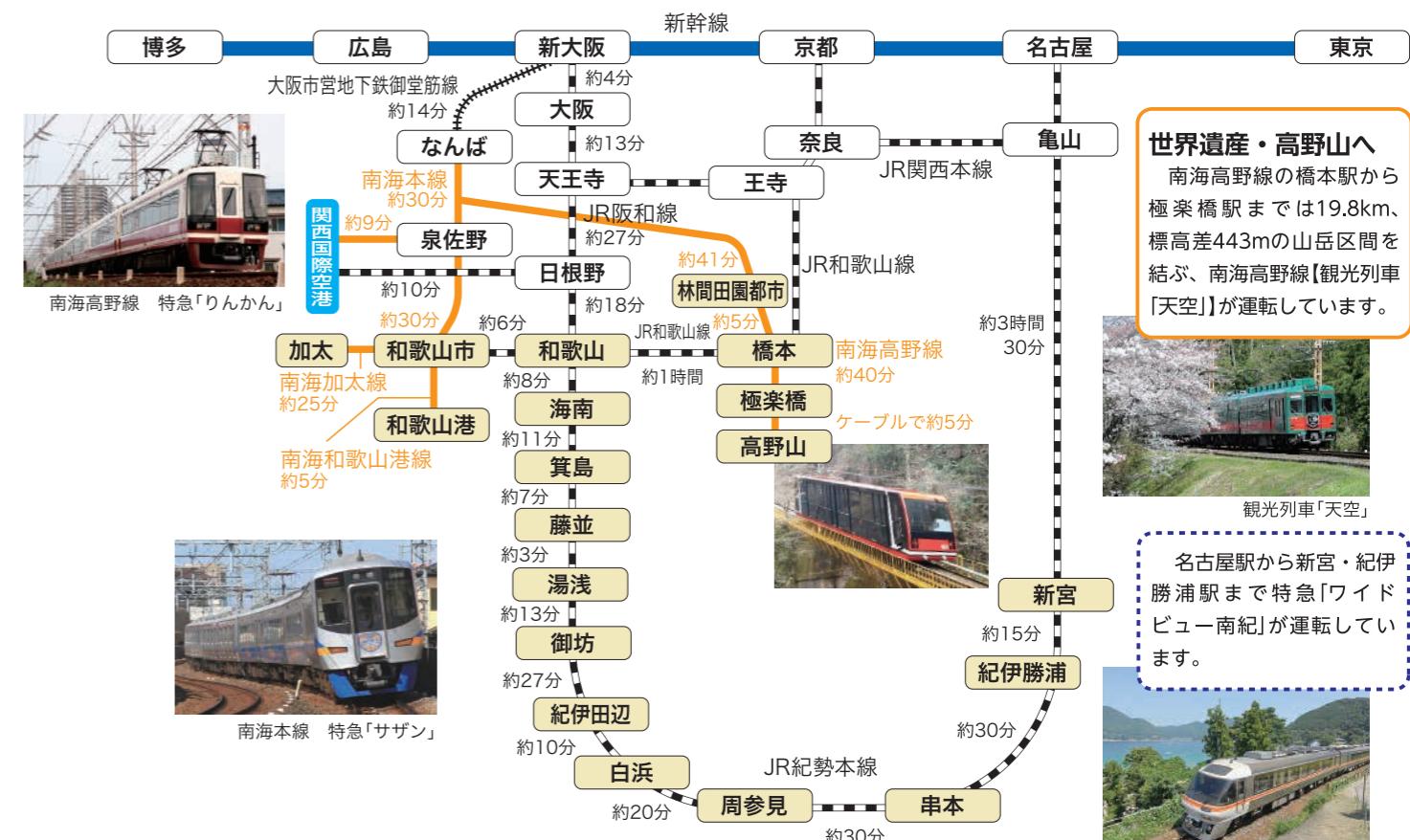


特急くろしお「新型車両287系」

特急くろしおが新大阪駅、大阪駅へ直通運転

特急くろしおは新宮駅から新大阪駅(一部は京都駅)まで運転され、新幹線への乗り継ぎが便利です。

また、大阪駅や天王寺駅にも停車し、私鉄との乗り継ぎや、大阪市内中心部へのアクセスもスムーズです。



全国主要都市からのアクセス一覧

※JR(新幹線)利用

東京	から和歌山市	約4時間
名古屋	から和歌山市	約2時間
広島	から和歌山市	約3時間
博多	から和歌山市	約4時間

※JR(特急)利用

新大阪・大阪	から和歌山市	約1時間
名古屋	から新宮市 (三重県側から)	約3時間30分

※南海電鉄利用

大阪(なんば)	から和歌山市	約1時間
大阪(なんば)	から橋本市	約50分

※自動車・バス利用

大阪	から和歌山市	約1時間30分
名古屋	から新宮市 (三重県側から)	約4時間30分
関西国際空港(T1)	から和歌山市	約40分
東京	から和歌山市	約10時間

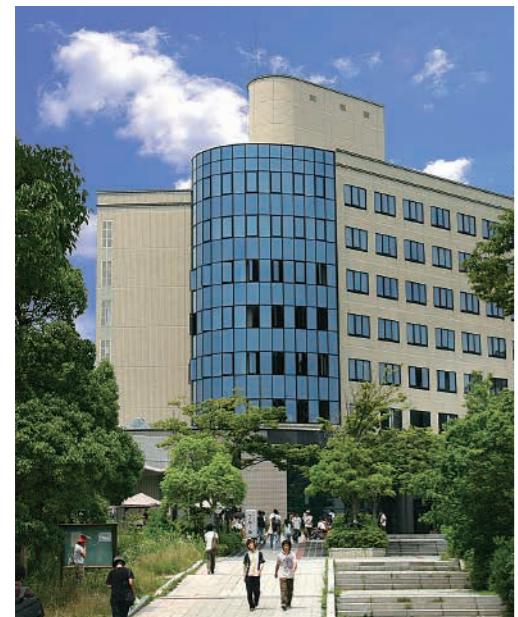
※飛行機利用

東京(羽田)	から南紀白浜空港	約1時間10分
東京(羽田)	から関西国際空港	約1時間10分

教育機関 大学 / 高等専門学校

専門分野における人材育成 地域産業振興をめざす产学連携

国立大学法人 **和歌山大学**



人材育成

システム工学部

システム工学部は、現在社会に必要とされる先端的複合技術と、その基礎となる学問や技術について教育・研究を行う学部です。本学部は、応用理工学、環境デザイン学、情報学の3つの領域に分類された8つのメジャー（教育研究課程）からなる1学科で構成されています。本学部では、広い視野から時代の要請に柔軟に応え、情報教育を基盤とした専門教育により、これから産業・社会のニーズに即応できる実践力と創造性を持ち、課題解決のできる研究者や技術者を養成しています。

（システム工学部のほか、教育学部、経済学部、観光学部、社会インフォマティクス学環があります）

和歌山市栄谷930番地

- システム工学部(290)
 - ロボティクス
 - 電子物理工学
 - 化学
 - 環境科学
 - 建築・ランドスケープ
 - 情報システムデザイン
 - ネットワークコンピューティング
 - クロスリアリティ・情報デザイン
- ※()内は募集定員

产学連携

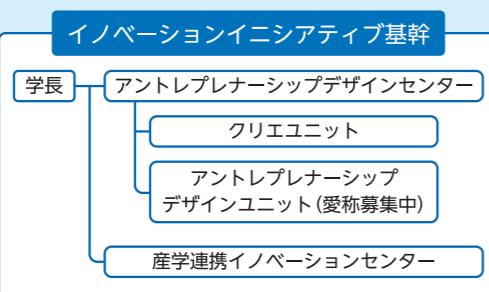
産学連携イノベーションセンター

産官学による連携を推進するため、本学研究者の有する高度な専門知識や技術を社会に還元するとともに、本学における学術研究の充実を支えることを目的とした機関です。

本学研究者に対して、円滑な研究活動が継続的に実施できるよう様々な面から研究を支援しています。

主な活動

- 産官学連携のコーディネート
- 受託・共同研究等のマッチング
- 本学研究者の研究シーズの発信
- 研究交流会開催
- 展示会等出展補助
- 外部研究経費獲得支援
- 知的財産に関する全般
- 分析機器等の共同利用



主な活動

- 民間企業と連携した新規事業立案を教材化したES教育
- 地域と連携・協働した「ものづくり・起業」を実践するインターンシップ等
- 社会人の企業内起業を含むアントレプレナーシップ教育



公立大学法人 **和歌山県立医科大学**

和歌山市紀三井寺811番地1



人材育成

医学・保健看護学及び薬学に関する学術の中心として、基礎的・総合的な知識と高度で専門的な学術を教授研究し、豊かな人間性と高邁な倫理観に富む資質の高い人材の育成を図ります。また、地域医療の充実などの県民の期待に応えることによって、地域の発展に貢献し、人類の健康福祉の向上に寄与することを目標に掲げています。

- 医学部(100)
- 保健看護学部(80)
- 薬学部(100)
- 令和3年度開設
- ※()内は募集定員

产学連携

産官学連携推進本部

県民の健康増進・地域産業振興など本学の医学・保健看護学・薬学の分野における社会貢献を目的とし、政府公共機関や産業界との共同研究を推進します。

研究支援を担うURAを通じて研究活動の目的に応じ、関連分野の各研究室の紹介を行うほか、受託・共同研究などの研究交流、寄附講座等の相談窓口としての総合的な活動及び業務を行っています。



- 産官学連携の研究交流推進
- 交流ネットワークの構築
- コンサルティング及び研究者紹介
- 公的研究助成費の導入支援及び情報提供
- 各種申請事務、各種団体による研究助成の窓口機能
- 知的財産の管理、活用の推進

近畿大学(和歌山キャンパス)

紀の川市西三谷930

人材育成

生物理工学部

これまで、それぞれの分野で研究されてきた理学・工学・農学・医学の4分野を融合させたオリジナルな研究分野を作り出した学部です。「生物メカニズムの工学技術への応用」をめざしています。



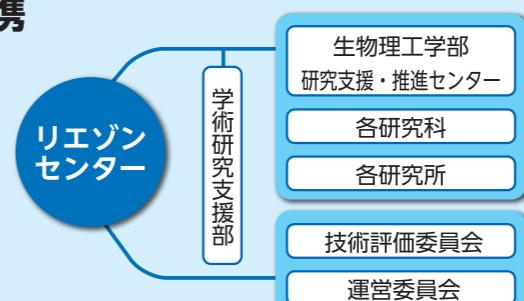
「人間」「医療」「食」「生活」「環境」「福祉」にかかる6学科30研究室に知的好奇心を刺激する多彩なテーマをそろえています。

- 生物工学科(90)
 - 食品安全工学科(90)
 - 遺伝子工学科(90)
 - 生命情報工学科(80)
 - 人間環境デザイン工学科(80)
 - 医用工学科(55)
- ※()内は募集定員

产学連携

リエゾンセンター

近畿大学は「産官学」の連携・推進に関わる業務を統括し、組織的に取り組んでいく窓口として「近畿大学リエゾンセンター(KLC)」を設置しています。



主な活動

- 外部競争的資金申請支援および情報提供
- 共同研究 受託研究、プロジェクト研究、寄附研究、研究者受け入れ、システムエンジニア受け入れ
- 技術相談 研究情報提供、技術指導、講師派遣、技術者研修、技術移転
- 測定・分析 共同利用センター計測器の提供

和歌山県に所在する研究所

水産研究所

実験場で、クロマグロなどの有用海水魚やアユなどの淡水魚を飼育。人口孵化や品種改良などの実験に取り組み、世界最高水準の成果をあげています。

附属農場

湯浅農場では温州ミカンやマンゴーの栽培、遺伝資源の保存や新品種開発に取り組み、生石農場では、鴨や実験用小動物を飼育しています。

先端技術総合研究所

最先端の研究を行う3つのセンターを所有

- 生物工学技術研究センター
- 高圧蛋白質研究センター
- 植物センター

和歌山信愛女子短期大学

人材育成

生活文化学科 生活文化専攻*

ビジネスマナーやITスキル、和歌山の文化を学び、地元企業とのコラボレーションを通じた行動力ある女性を育成しています。

生活文化学科 食物栄養専攻*

健康や医療と深く関わる「食」について学び、多様化する食のニーズに豊かな心と専門知識・技術で対応できる栄養士を養成しています。

保育科

在学中から子どもと保護者に関わる機会を多く提供し、実践を重視した指導により、企業内保育所への就職に対応した保育士を養成しています。

産学連携

きょう育の和センター

同学きょう育の和センターでは、他の県内高等教育機関とも連携し、県産農産物を原材料とした有用成分抽出と加工に関する研究、地元企業との連携、自治体の広報支援、付加価値創出等に関する研究・学生活動を行っています。



産学連携

主な活動

- 地域食材の有効活用を図るために行政、JA、民間企業等と協力したメニュー開発
- 栄養士として必要な知識を活かした食品の分析
- 県産農産物を安全においしく提供するための加工の探求
- 地域特有の調理法など食文化の掘り起しと活用法の研究
- 子育て世代への迅速なニーズ調査

●生活文化学科

生活文化専攻(40)

●生活文化学科

食物栄養専攻(50)

●保育科(80)

※()内は募集定員



*2024年4月入学生より、ビジネス実践コース、食物栄養コースに名称変更

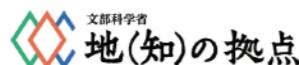
独立行政法人 国立高等専門学校機構

和歌山工業高等専門学校

人材育成

5年間の一貫教育を通じて、エンジニアとしての素養を身につける基礎教育と、実践を重視した専門教育を効果的に行ってています。工学を社会の繁栄と環境との調和に生かすための創造力と問題解決能力を身につけ、豊かな人間性と国際性を備えた人材の育成を目指しています。

とりわけ自然環境に恵まれた和歌山県中南部に位置する本校は、地域社会の特色を生かしつつ、地球環境に配慮した新技術の開発に貢献することにより、新たな課題に挑戦しています。



●知能機械工学科(40)

●生物応用化学科(40)

●電気情報工学科(40)

●環境都市工学科(40)

※()内は募集定員

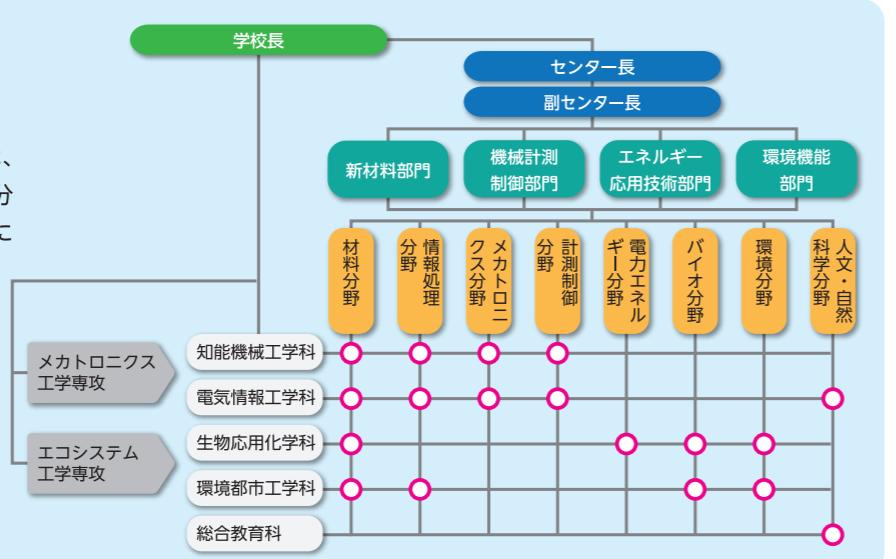
産学連携

地域共同テクノセンター

和歌山高専の地域共同テクノセンターは、4学科・一般科目を縦断する4研究部門・8分野から構成され、地域産業界の動向や要望に迅速に対応できる体制を整えています。

主な活動

- 研究協力、技術協力、技術相談
- 地域企業との連携推進
- 学内共同研究、受託開発の推進
高度な実験、実習、演習設備の提供
- 地域社会との連携推進
出前授業、公開講座



和歌山信愛大学

和歌山市住吉町1番地

人材育成

2019年4月に開学し、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士の免許と資格が取得できる大学です。小学校教諭・幼稚園教諭や保育士等になるための専門性を高める科目だけでなく、地域社会や地域経済の課題に対してもリーダーシップを持って取り組む力を養うため、多数の地域と連携した「学び」の場を設定しています。本学は和歌山県の教育や産業の発展に貢献できる人材育成を目指しています。



●教育学部 子ども教育学科(80)

小幼コース

幼保コース

※()内は募集定員

他大学・地域との連携

- 「わかやま子ども学総合研究センター」「きょう育の和センター」を立ち上げ、子育て支援活動・研究の拠点大学を目指す。
- 和歌山県・和歌山市・有田市・日高川町と大学等の教育・研究、地域の人材育成、学生の就職支援等に関することについて連携協定を締結
- 地域連携フィールド学習では、湯浅町と連携し学びを深める。
- 大学間連携活動を強化・展開

高等学校(職業系学科) 職業能力開発施設

即戦力となる人材育成の取り組み

県立高等学校(職業系学科)

学校名	所在地	学科名	令和5年度 募集定員	
和歌山工業	和歌山市	総合学科	200	
		機械科	80	
		電気科	80	
		化学技術科	40	
		建築科	40	
		土木科	40	
		産業デザイン科	40	
		創造技術科	40	
		機械電気科(定時制)	40	
		建築科(定時制)	40	
和歌山商業	和歌山市	ビジネス創造科	280	
		きのくに青雲	情報会計科(定時制)	30
		機械科	80	
		電気科	40	
紀北工業	橋本市	システム化学科	40	
		生産流通科	40	
		施設園芸科	40	
紀北農芸	かつらぎ町	環境工学科	40	
		総合ビジネス科	40	
		情報処理科	40	
笠田	かつらぎ町			

県立高等学校(職業系学科)

学校名	所在地	学科名 (コース名)	令和5年度 募集定員
箕島	有田市	情報経営科	80
		機械科	
有田中央	有田川町	総合学科(総合)	120
		総合学科(福祉)	
紀央館	御坊市	工業技術科	40
		食と農園科	
南部	みなべ町	機械科	80
		電気電子科	
田辺工業	田辺市	情報システム科	40
		経営科学科	
神島	田辺市	看護科	40
		総合学科	
熊野	上富田町	総合学科	160
		総合学科	
新翔	新宮市	総合学科	120



市立高等学校(職業系学科)

学校名	所在地	学科名	令和5年度 募集定員
和歌山市立和歌山	和歌山市	総合ビジネス科	160
		ビジネス実践科(定時制)	
		ビジネス情報科(定時制)	
海南市立海南下津	海南市	家政科	※
		食物科	

※令和4年度から募集停止

県立高等学校 総合学科の系列について(令和4年度入学生)

○和歌山高校には、教養系列、情報系列、芸術表現系列、ビジネス系列、保育系列、食事系列があります。

○有田中央高校には、福祉系列、商業系列、普通系列、情報系列、福祉総合系列、農業系列があります。

○熊野高校には、人文科学系列、総合ビジネス系列、グリーンマスター系列、スポーツ健康系列、社会福祉系列があります。

○新翔高校には、ビジネス系列、情報系列、教養系列、建設技術系列があります。

工業高校と企業が連携して人材育成

わかやま産業を支える人づくりプロジェクト

地域の企業等と工業高等学校が連携して産学官で産業人材育成の体制(校友会ネットワーク)を構築し、県内のものづくり企業を支える人材を育成しています。



校友会ネットワーク【各学校単位】

- 地域の経済団体
商工会議所
商工会など

地域の人材育成に参画・支援

校友会 企 業 約200社

人材 連携して 育成

工業高校 県内5校

- 企業が工業高校で人材育成に積極的に参画
- 生徒及び教員などが県内ものづくり企業の認識を深める

県教育委員会 県 (商工観光労働部)

校友会企業と工業高校の連携を支援

県立産業技術専門学院

人材育成

産業構造や就業形態等が大きく変化進展する中で、企業では即戦力となり得る人材が強く求められています。県立産業技術専門学院では、実技訓練を重視したきめこまやかな訓練により、時代のニーズに対応した人材を育成しています。

(令和5年度募集予定)

学院名	課程	訓練科	定員*
和歌山産業技術専門学院	普通課程	自動車工学科	25
		理容科	15
		メカトロニクス・CAD科	15
		建築工学科	15
		デザイン木工科	15
	短期課程	総合実務科	20
田辺産業技術専門学院	普通課程	自動車工学科	20
		観光ビジネス科	20
		情報システム科	10

和歌山市小倉90番地(和歌山産業技術専門学院)
田辺市新庄町1745-2(田辺産業技術専門学院)



支援機関

未来に結ぶ技術の架け橋

和歌山県工業技術センター

和歌山市小倉60番地 ☎073-477-1271
<https://www.wakayama-kg.jp/>

和歌山県工業技術センターは、県が設置・運営する公的試験研究機関で、様々な技術支援・サービスを行っています。

技術支援メニュー

- 技術相談・指導
- 設備機器の貸付、受託試験
- 受託研究、共同研究、研究開発
- 研修生の受入、技術情報の提供など



センターの役割と 3つの強化活動



担当部署	各部における主な対応技術
食品開発部	食品加工、食品成分分析、食品の物性測定、微生物分析・利用、醸造等
地域資源活用部	テキスタイル・染色加工、皮革、色彩管理・測定、排水処理、高分子材料、木質材料、金属材料等
ものづくり支援部	3DCAD・CAE活用、3Dプリンター試作造形、非破壊検査、電気・電子・EMC計測、騒音・振動計測、生産・検査工程の自動化等
化学技術部	有機合成、高分子合成、有機分析、無機分析、計算化学活用等
薬業振興部	医薬品分析、医薬部外品分析、化粧品分析等

オープンラボ はじめてみよう！ 一歩先の「ものづくり」

工業技術センターでは、開かれたセンターを目指し、皆様が利用しやすいラボを整備しています。



フードプロセッシングラボ (食品開発部)

加工食品の試作開発、試作品の分析・評価などが実施できます。



レザー＆テキスタイルラボ (地域資源活用部)

加飾、染色関連機器、繊維、糸等の関連機器を整備し、関連の文献等も多く取りそろえています。



ケミカルスマートものづくりラボ (化学技術部)

化学物質の反応予測や、材料設計等を計算化学システムにより効率的に行うことができます。



3Dスマートものづくりラボ (ものづくり支援部)

ものづくりのための3D関連機器を集約。従来、金型等から試作品を作成していたものをデータ上で試作することができます。



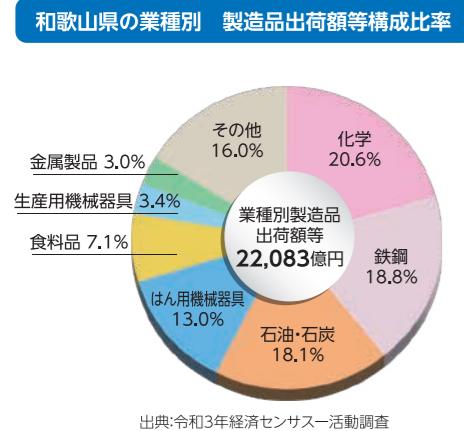
自動化促進ラボ (ものづくり支援部)

生産工程の自動化の検討、IoTシステム導入に係る事前検討等を行うことができます。

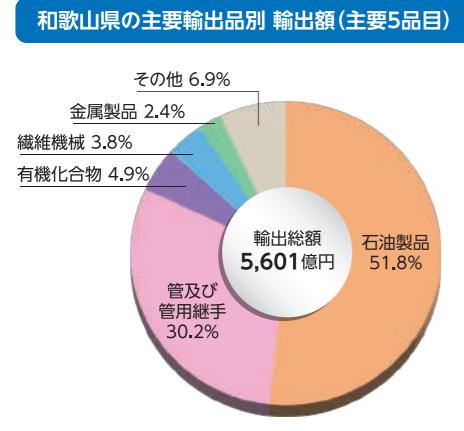
県内産業の集積

基礎素材型の割合が高い

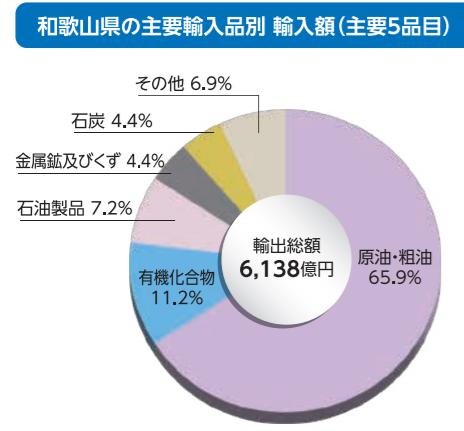
本県の産業構造は、製造品出荷額等について基礎素材型(鉄鋼、石油、化学等)の構成割合が高く(2021年では、68%程度)、加工組立型(輸送機械・電気機械等)の構成割合が低く(2021年では、20%程度)なっています。



出典:令和3年経済センサスー活動調査



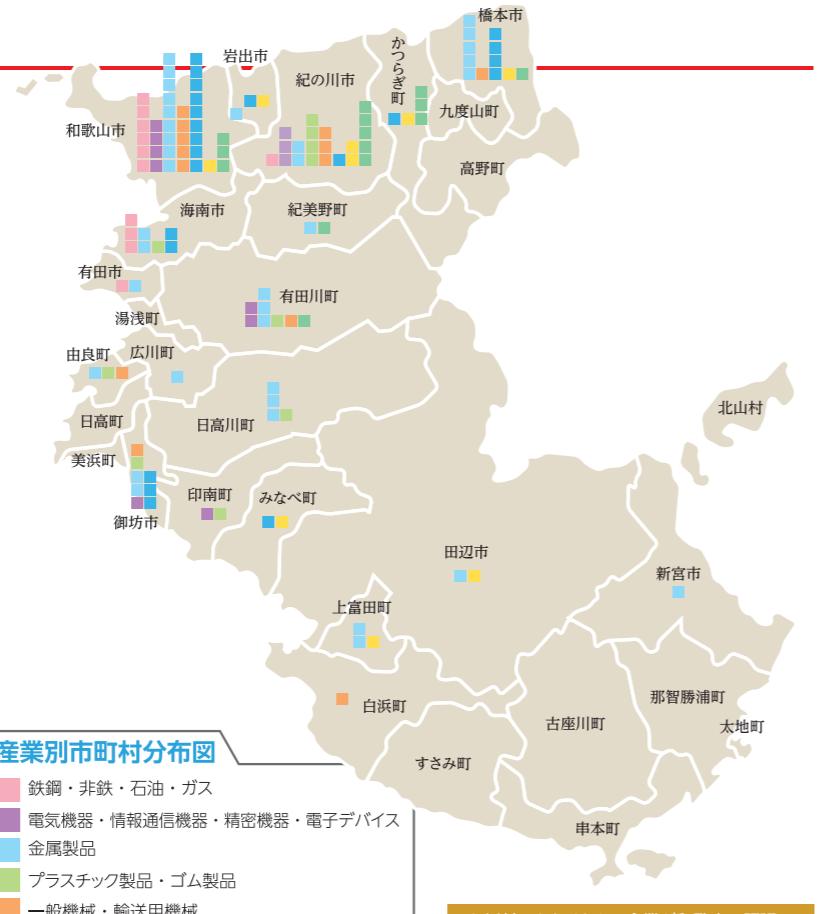
資料:財務省「貿易統計」(税関ホームページ)から令和4年確定値を作成



資料：財務省「貿易統計」(税關本一／ページ)から会和4年確定値を作成

県内の主要な工場

※令和4年度までに工場立地法による届出を行った主な工場



産業別市町村分布

- 鉄鋼・非鉄・石油・ガス
 - 電気機器・情報通信機器・精密機器・電子デバイス
 - 金属製品
 - プラスチック製品・ゴム製品
 - 一般機械・輸送用機械
 - 化学・医薬品
 - 食料品・飲料品
 - 木材・紙・繊維・衣料・住宅資材・印刷・その他

これ以外にもたくさんの企業が和歌山で頑張っています!詳しくは下記のアドレスでご確認ください。
<http://web.wakkun.or.jp>
(公益財団法人わかやま産業振興財団ホームページより)

オンリーワン企業、ニッチトップ企業の輩出

「元気なモノ作り中小企業300社」(中小企業庁選定)

- 2006年(6社) アクロナイネン(株)、紀州技研工業(株)、新中村化学工業(株)、
(株)東洋精米機製作所、阪和電子工業(株)、和歌山精化工業(株)
 - 2007年(6社) 笠野興産(株)、高木彫刻(株)、フクセン(株)、中野BC(株)、
築野食品工業(株)、紀州ファスナー工業(株)
 - 2008年(4社) 太洋工業(株)、(株)タカショ一、永山電子工業(株)、ヨシダエルシス(株)
 - 2009年(6社) 尾高ゴム工業(株)、和歌山染工(株)、大洋化学(株)、中田食品(株)、
小川工業(株)、(株)ヤマサ醤油水産

「がんばる中小企業・小規模事業者300社」(中小企業庁選定)

- 2014年(7社) エムアファブリー、(株)角長、林燃糸(株)、(株)プラス、(有)モリヤ、
協同組合ラテスト、ワコン(株)
 - 2015年(8社) アイエムティー(株)、(株)インテリックス、(株)岡田織物、グラン・ジュテ、

「はばたく中小企業・小規模事業者300社」(中小企業庁選定)

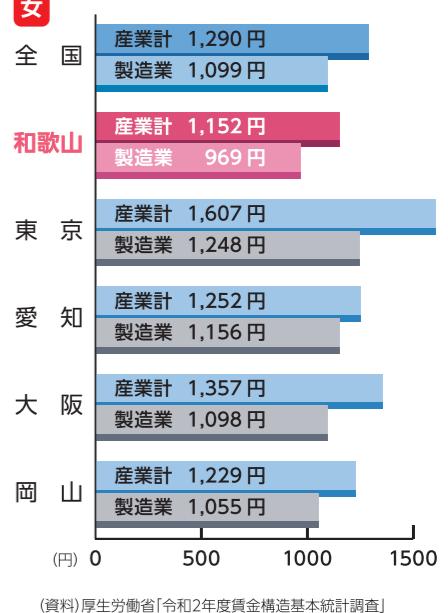
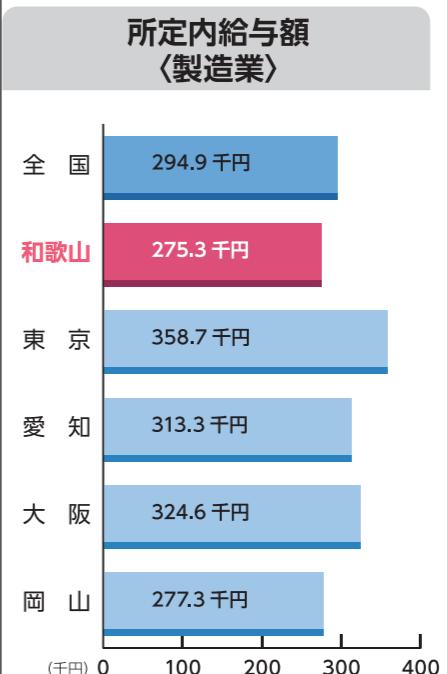
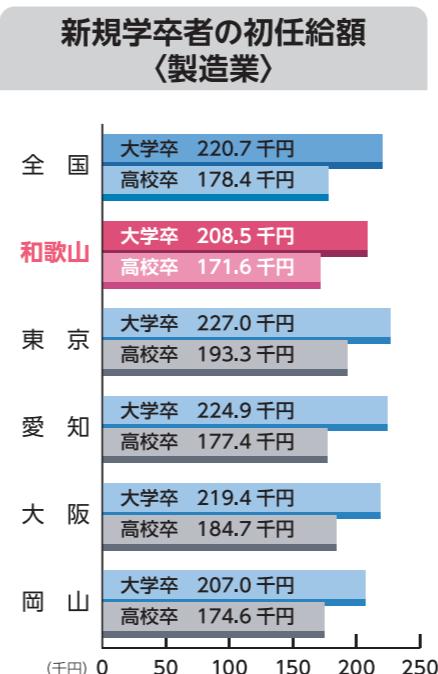
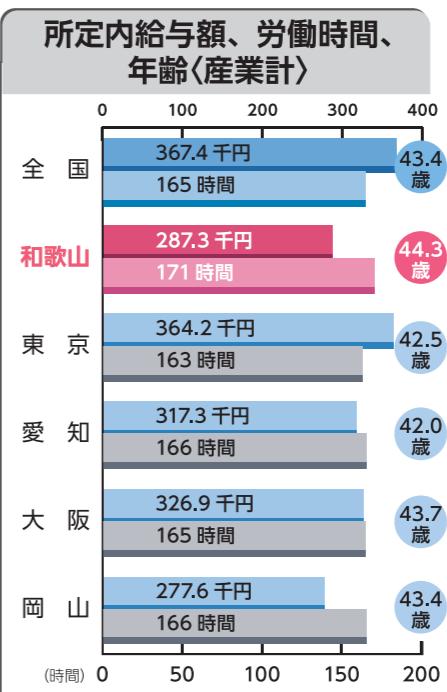
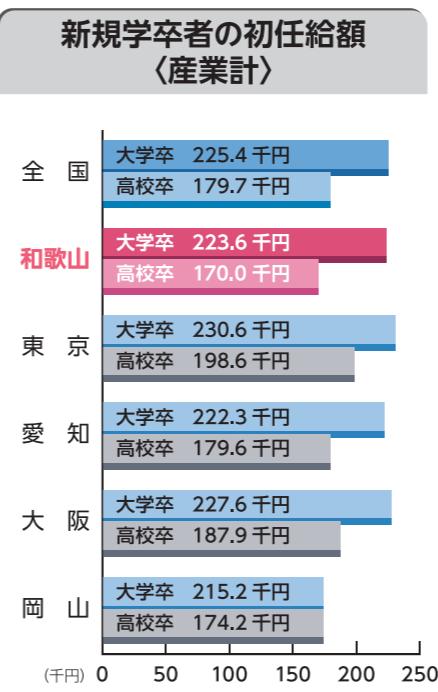
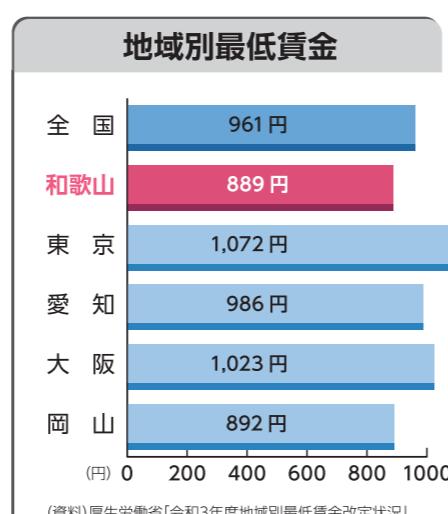
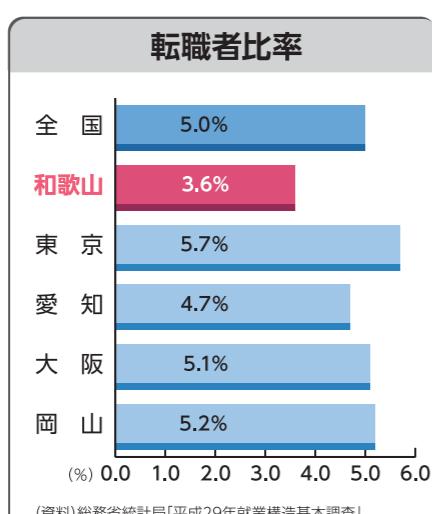
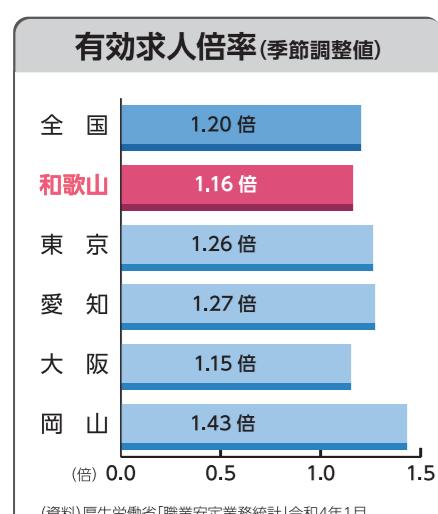
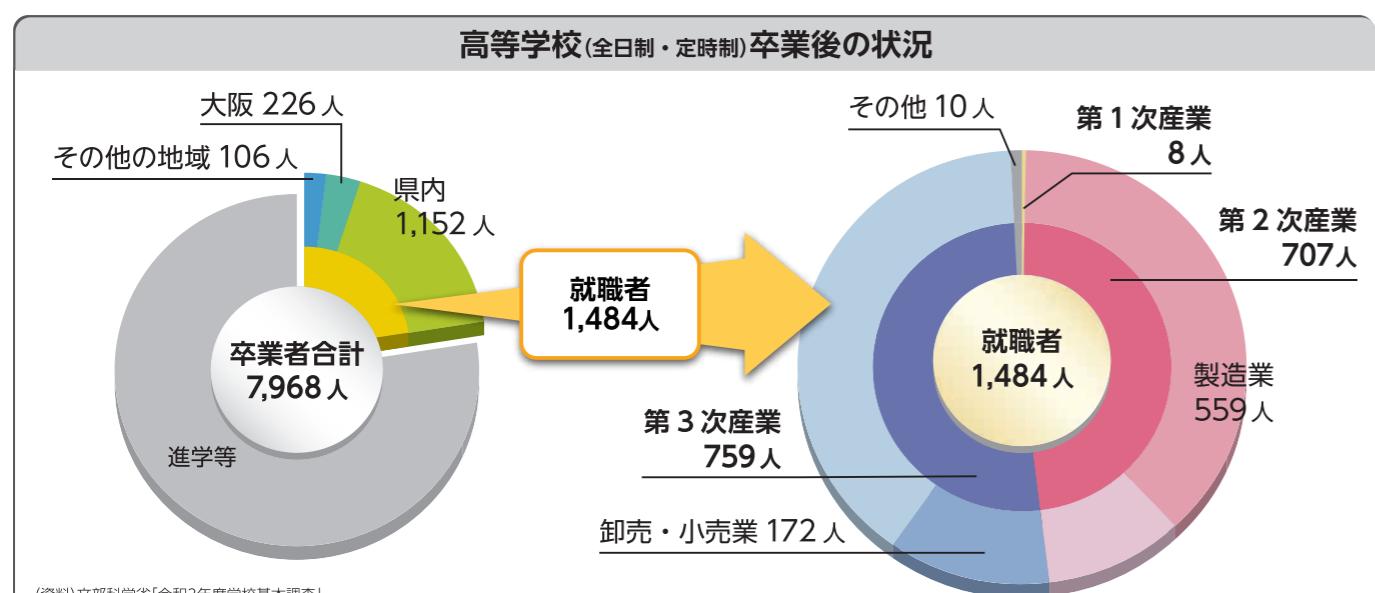
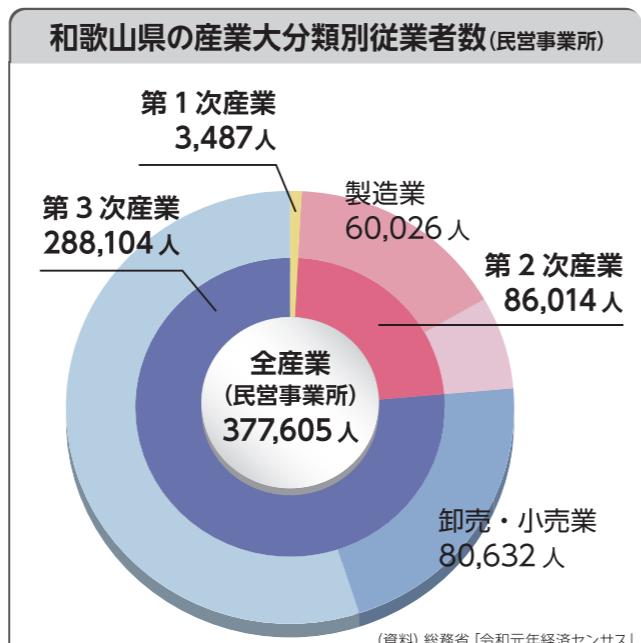
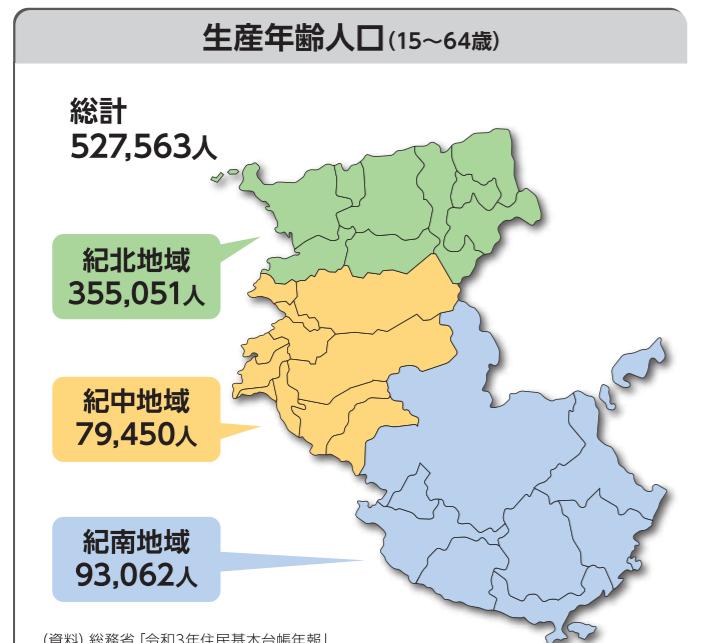
- 2016年(5社) (株)アイスティサイエンス、(株)九重雜賀、(株)紀北綜合警備、
(株)オレンジライフ、農業法人株秋津野
 - 2017年(5社) 小西化学工業(株)、(株)農業総合研究所、(株)アイセン、(株)坂口製作所、
木下水産物(株)
 - 2018年(4社) 福原ニードル(株)、(有)菊井鍊製作所、(株)桑添民之助商店、ワコー(株)
 - 2019年(4社) (株)早和果樹園、紀和化学工業(株)、(株)ヴァイオス、中紀バス(株)
 - 2020年(1社) 和歌山マリーナシティ(株)
 - 2021年(1社) (株)日本化学工業所

和歌山県の上場企業(12社)

(株)紀陽銀行、(株)オーワワ、(株)島精機製作所、スガイ化学工業(株)、(株)タカショ一、
太洋工業(株)、アズマハウス(株)、(株)サイバーリンクス、(株)農業総合研究所、
ヤマイチ・ユニハイム エステート(株)、あさかわシステムズ(株)、(株)ミモナ

就労実態

県内労働人口と給与状況等のご紹介



産業人材育成支援事業

和歌山県では平成21年度より、県内企業の経営者や現場管理者などによる実践的な講義を実施することにより、企業が求める即戦力や次世代の産業を支える人材の供給を図っています。

- 実施機関：和歌山大学・和歌山工業高等専門学校
- 内 容：県内企業トップによる経営論やキャリア形成過程における経験談、実際の企業活動の概要などを紹介する講座を開設



暮らしやすい和歌山！

経済面の豊かさ

1.若い時期の充実した暮らし

和歌山で就職すると「給料が少ない。」と思いませんか？

確かに都会の給料は高いですが、**都会と比べて、和歌山は物価、特に家賃が安い**ので、若い時期に、趣味を楽しんだり、友達と遊んだり、自由に使えるお金は十分あります。

	全 国	和歌山	東 京	大 阪
①大学卒初任給	225,400円	223,600円	230,600円	227,600円
②25~29歳の平均月給	231,110円	239,100円	265,200円	258,400円
③家賃平均月額	55,609円	41,094円	80,918円	55,614円
④消費者物価地域差指数	100.0	99.4	104.5	99.8

2.ゆったりとした暮らし

和歌山は家賃も安く、家を建てる場合にも、**少ないお金で建てられます**。

安くて大きな家で、ゆったりとした生活ができるのも、和歌山の魅力です。

	全 国	和歌山	東 京	大 阪
⑤1m ² 当たり住宅地平均価格	53,372円	35,700円	389,100円	152,200円
⑥土地付住宅建築費	4,456万円	3,972万円	6,105万円	4,881万円
⑦持ち家の延べ面積	119.9m ²	124.4m ²	93.3m ²	101.8m ²
⑧持ち家比率	61.2%	73.0%	45.0%	54.7%

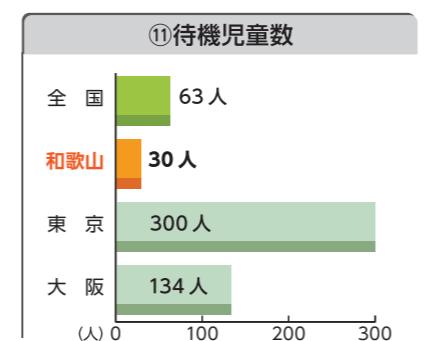
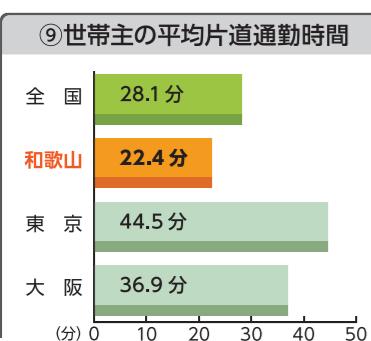
生活面の豊かさ

3.子育て環境が整った暮らし

都会では、通勤時間が長く、大変です。

和歌山では、**通勤時間が短く、帰宅時間も早い**ので、自分の時間や家族との時間を持つことができます。

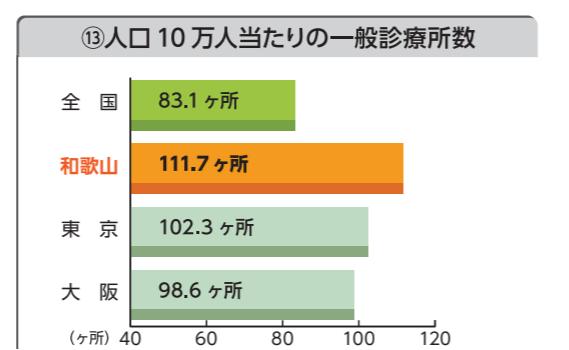
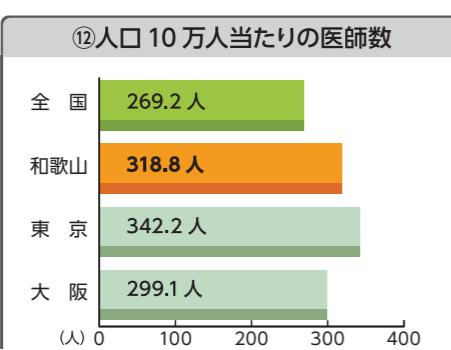
また、**保育所の待機児童が少なく、子育て環境も整っています**。



4.安全・安心な暮らし

幸せな暮らしには、安全・安心は欠かせません。

和歌山は、**病院・医師が多い**ので、安心して暮らすことができます。



出典

①②R3 賃金構造基本統計調査【企業規模10人以上・所定内給与額】(厚生労働省) ③⑦⑧⑨H30住宅・土地統計調査(総務省統計局)
④R3 小売物価統計調査(総務省統計局) ⑤R4 道府県地価調査(国土交通省) ⑥R3 フラット35利用者調査(住宅金融支援機構)
⑩R3社会生活基本調査(総務省統計局) ⑪厚生労働省記者発表資料[R4.4.1] ⑫R2 医師・歯科医師・薬剤師統計(厚生労働省) ⑬R3 医療施設調査(厚生労働省)

誘致企業一覧

立地決定年度	企業名	立地市町村名	業務内容・製品目
昭和57年度	1 (株)駒井ハルテック	由良町	橋梁・鉄骨
59	2 (株)富士通	和歌山市	ソフトウェア開発
60	3 ホシデン和歌山(株)	有田川町	電子機器部品
	4 和歌山アイコム(株)	有田川町	無線通信機器
	5 ハバジット日本(株)	紀の川市	伝動用及び搬送用ベルト
61	6 (株)フジメック	有田川町	精密部品のプレス加工・インサート成形加工
62	7 バンドー化学(株)	紀の川市	歯付伝動ベルト・自動車用CVTベルト
	8 横上敷物(株)	紀の川市	カーペット織物
	9 永橋染織(株)	紀の川市	タオル
	10 矢倉ヒューム管工業(株)	紀美野町	ヒューム管、組立人孔
	11 (株)デュプロ	紀の川市	事務機器
63	12 アイエムティー(株)	印南町	研磨装置・試料研磨機
	13 (株)タカラスタンダード	かつらぎ町	住宅設備機器
	14 空気設備工業(株)	印南町	集塵装置、塗装装置、焼却炉他
平成元年度	15 パナソニックエナジー(株)	紀の川市	電池
	16 広和(株)	広川町	水中探査機
	17 東亜紀の川	九度山町	継手・バルブ
	18 共同印刷(株)	有田川町	ラミネートチューブ容器
	19 住友電工産業電線(株)	有田川町	電線・ケーブル・工業用ゴム製品
	20 (株)サンゴ	紀の川市	建設資材
	21 (株)小林工業所	紀の川市	建設資材
	22 大和歯車製作(株)	日高川町	精密歯車
	23 (株)北浦製作所	田辺市	消火栓格納箱等
2	24 大峰工業(株)	白浜町	チップ搬送装置
	25 高田機工(株)	海南市	橋梁・鉄骨
	26 日建産業(株)	御坊市	建設機械加工
	27 ラウンドモノリス(株)	印南町	焼却炉・精密板金加工
	28 SWS西日本(株)	新宮市	ワイヤーハーネス
	29 大喜工業(株)	日高川町	建設機械等部品
3	30 (株)紅中	紀の川市	住宅建材
	31 (株)ソエジマ	有田川町	鋼構造物・鉄骨
	32 (株)八興化成工業所	有田川町	合成樹脂加工
	33 (株)梅谷製作所	有田川町	段ボール印刷・機械製造
4	34 恵和(株)	印南町	プラスチックフィルム
	35 (株)ジースフード	紀の川市	外食産業関連業務用食品
	36 クトク工業(株)	かつらぎ町	合板及び木材加工
6	37 アズビル金門エナジー・プロダクツ(株)	御坊市	ガスマーテー
	38 近畿大学先端技術総合研究所	海南市	生物・植物・ロボット研究
7	39 ニシキ合金(株)	日高川町	粉末合金工具
8	40 (株)コテック	紀の川市	ポリカーボネイト樹脂
9	41 松阪興産(株)	かつらぎ町	VS側溝
	42 (株)スミロン	日高川町	自動車用保護フィルム
	43 (株)新日本科学	海南市	新薬の安全性試験の受託研究
12	44 (株)総合車両製作所	紀の川市	コンテナ、線路・分岐器
13	45 クオリティソフト(株)	白浜町	コンピューターソフトウェア研究開発等
14	46 トランスクスモス(株)	和歌山市	CRM事業
	47 恵和(株)	印南町	液晶用光拡散シート
15	48 日鉄関西マシニング(株)	和歌山市	圧延用ロールの製造
	49 (株)ギガプライズ	田辺市	インターネットマンション事業
	50 ウォーターワン(株)	和歌山市	コールセンター事業
16	51 (株)和歌山双信	紀の川市	超精密プラスチック金型
	52 (株)ビオ・マーケット	紀の川市	有機農産物の流通
17	53 大和化成(株)	橋本市	表面保護用マスキングフィルム

立地決定年度	企業名	立地市町村名	業務内容・製造品目
18	54 和歌山アイコム(株)	紀の川市	無線通信機器
	55 (株)NTN紀南製作所	上富田町	ペアリング部品
	56 アトラック(株)	橋本市	粘着加工・ドライラミネート加工・各種コーティング
19	57 恵和(株)	印南町	液晶用光拡散シート
	58 (株)スミロン	日高川町	工業用保護粘着テープの製造
	59 (株)ユアプレインズ	和歌山市	コンピュータソフトウェア開発・販売
	60 ピーウィズ(株)	和歌山市	アウトソーシングサービスの提供
20	61 恵和(株)	御坊市	液晶用光学シート
	62 大阪富士工業(株)	和歌山市	ロール等金属製品製造・補修
21	63 (有)コバタ総合研究所	橋本市	健康食品の受託加工、開発、販売
	64 (株)IP DREAM	田辺市	サービス支援
	65 大日本除蟲菊(株)	海南市	蚊取り線香及び家庭日用品の製造
22	66 共同印刷(株)	有田川町	歯磨用ラミネートチューブ等製造
	67 (株)丸徳水産	和歌山市	鮮魚のフィーレ加工、切り身加工
	68 藤本製薬(株)	御坊市	医薬品原料の製造
	69 ヤマトコンタクトサービス(株)	和歌山市	物流に付随するテレマーケティングサービス
	70 日進化学(株)	橋本市	各種化粧品の受託製造
23	71 スターゼン(株)	和歌山市	食肉及び加工食品等の卸売
	72 (株)エス・ティー・ワールド	和歌山市	旅行業における手配業務
	73 (株)ユニカル	橋本市	工業用洗剤及び表面処理剤の製造
	74 (株)ゼネラルステッカー	白浜町	ステッカーのデザイン、商品管理等
	75 クックスペスト(株)	那智勝浦町	水産加工品製造
	76 ナイス(株)	和歌山市	プラント機器部品の溶接補修
	77 エムチューブ(株)	橋本市	銅管、銅合金管製品製造販売
	78 中部抵抗器(株)	紀の川市	電気機械器具製造
	79 富士香料化工(株)	橋本市	食品用香料製造販売
	80 理工協産(株)	橋本市	食品工業用洗浄剤・殺菌剤の製造販売
	81 岡村製油(株)	橋本市	長鎖二塩基酸類の製造
	82 (株)たにぐち	日高川町	チョコレート菓子等製造販売
24	83 (株)丸阪	橋本市	ダクタイル鋸鉄異形管等の製造
	84 北辰精工(株)	橋本市	自動車部品の製造
	85 (株)フューチュレック	海南市	webコンテンツ企画制作
25	86 (株)エムジェイテック	橋本市	タイミングブーリ等の製造
	87 中辻産業(株)	橋本市	自動車部品製造
	88 昭和精工(株)	橋本市	ペアリング部品製造
	89 (株)保険ダイレクト(株)NFCグループ	和歌山市	保険募集にかかるコールセンター
	90 (株)山登化学	橋本市	合成樹脂異形押出品製造
	91 大和歯車製作(株)	日高川町	高精度の各種歯車の製造
26	92 (株)プリントテクニカ	橋本市	スクリーン印刷他
	93 メディスト(株)	白浜町	医療機器等の卸売
	94 (株)ポタジエ	紀の川市	カット野菜製造
27	95 (株)セールスフォース・ジャパン	白浜町	アプリケーションの内勤営業
	96 (株)梅丹本舗	紀の川市	梅肉関連商品の製造
	97 旭精機(株)	橋本市	精密金型部品加工
	98 ジェイテック(株)	和歌山市	橋梁部材や各種鋼材の溶接・切断・開先加工
	99 クオリティソフト(株)	白浜町	セキュリティソフトウェアの企画・開発・サポート等
	100 光栄ピーナツ(株)	橋本市	豆菓子の製造
	101 NECソリューションイノベータ(株)	白浜町	システムインテグレーションサービス
28	102 日進化学(株)	橋本市	化粧品、医薬部外品の受託製造
	103 (株)八代	橋本市	油脂化学製品の受託加工
	104 オーアイテック(株)	紀の川市	自動車用および家電・弱電用の冷間圧造・切削部品の製造
29	105 (株)ばん家具	和歌山市	インターネットによる家具の通信販売、Webサイト制作、商品企画
	106 (株)9Times	橋本市	化粧品・食品向けプラスチック容器・キャップ・中栓の製造
	107 田村薬品工業(株)	橋本市	医療用医薬品の受託製造
	108 日本シール(株)	橋本市	産業資材用部品等(産業用ブラシ)の製造

立地決定年度	企業名	立地市町村名	業務内容・製造品目
29	109 (株)コテック	橋本市	シリコーンゴムシートの成型
	110 津田工業(株)	紀の川市	化粧品容器等プラスチック成形品への表面処理加工
	111 (株)平和エンジニアリング	紀の川市	橋梁・道路関連の鋼構造物の製作、鉄鋼切断・溶断
	112 (株)ブイキューブ	白浜町	Web会議サービスなどの提供
	113 (株)東研サーモテック	橋本市	自動車用部品の金属熱処理加工
	114 NTN(株)	橋本市	ラジアル軸受(ボールペアリング)の製造
30	115 we(株)	白浜町	WEBを活用した販売促進や予約対応業務
	116 日進香料(株)	橋本市	香粧品・食品各香料製造販売
	117 アップセルテクノロジーズ(株)	和歌山市	コールセンター事業
	118 三菱地所(株)	白浜町	ワーケーション事業、企業研修事業等
	119 (株)ウフル	白浜町	IoTコンサルティング事業、空港のIT・IoT化事業等
	120 (株)たにぐち	日高川町	チョコレートオーナメント、チョコレート菓子、焼き菓子等製造販売
	121 (株)NTN紀南製作所	上富田町	軸受部品・自動車部品の鍛造および旋削加工
	122 ハバジット日本(株)	紀の川市	樹脂ベルトの加工
	123 (株)Ultimate Life	田辺市	フィットネス用品、アウトドア用品の製品開発及び通信販売事業
	124 (株)クレアネット	田辺市	Webマーケティング事業(Web制作、Web広告等)
	125 スターティア(株)	和歌山市	ITサービスのサポート事業
	126 大和歯車製作(株)	日高川町	高精度の各種歯車の設計及び製作、関連部品の製作及び組立
令和元年度	127 エンザントレイズ(株)	田辺市	システム開発等
	128 (株)BizPlatform	和歌山市	中小企業支援事業、オフィスソリューション事業
	129 友信化学(株)	和歌山市	塗料の受託製造
	130 トランスクスモス(株)	和歌山市	コンタクトセンターサービス
令和2年度	131 ジェイテック(株)	和歌山市	橋梁部材等大型鋼材の加工・塗装・輸送
	132 (株)Office Concierge	白浜町	建設業専用業務統合システムの開発販売及び保守サポート
	133 (株)カベキチ	橋本市	段ボールケース・空気緩衝材・各種素材リール等の製造
	134 (株)Link-U	和歌山市	「マンガワン」等のマンガアプリや新規事業に係るソフトウェア開発
	135 (株)SAKURUG	白浜町	WEBサイトの制作、プロックチェーン領域での研究開発等
	136 (株)スマサポ	白浜町	入居者サポート事業の問合せ対応業務等
	137 昭和精工(株)	橋本市	ペアリング部品製造
令和3年度	138 和田精工(株)	かつらぎ町	ボールペアリング製造、プラスチック射出成型品製造
	139 (株)Relic	和歌山市、白浜町	システム開発、インサイドセールス
	140 (株)IACソリューションズ	和歌山市	システムインテグレーション事業、アウトソーシング事業
令和4年度	141 (株)ケミック	橋本市	金属加工油剤、洗浄剤等の製造・販売
	142 (株)プラタ	橋本市	企業/個人向け配送センター
	143 (株)網屋	白浜町	データセキュリティ事業、ネットワークセキュリティ事業
	144 敦謙國際智能科技股份有限公司 (日本法人:ドンケン・テクノロジーズ株)	和歌山市 (※仮拠点)	日本におけるAIを駆使したスマートホテルシステムの開発及びシステムコンサルティング
	145 (株)エスプールグローバル	田辺市	自治体向けBPO事業
令和5年度	146 (株)マックスサポート	和歌山市	コールセンター業務、事務処理業務
	147 北星産業(株)	橋本市	コメリの関西物流センター
	148 (株)Will Smart	和歌山市	ソフトウェアの開発、ハードウェアのキッティング
	149 (株)キヨウデンプレシジョン	紀の川市	プリント基板実装
	150 エコービジネスソフトウエア(株)	和歌山市	企業のDX化支援業務
	151 (株)隈研吾建築都市設計事務所	和歌山市	建築物等のデザイン・設計
	152 (株)たにぐち	日高川町	バイオマストレー、チョコストロー製造販売
	153 (株)コテック	紀の川市	スーパーインプラスチックの製造
	154 omeroid(株)	和歌山市	ITコンサルティング、システム開発
	155 (株)写易	和歌山市	ソフトウェア開発保守、システム構築
	156 (株)Respawn	和歌山市、白浜町	SES事業、システム開発・ワーケーション拠点
立地決定年度	誘致対象宿泊施設	立地市町村名	企業名
	157 南紀白浜 和みの湯 花鳥風月	白浜町	(株)京都プラザホテルズ

和歌山県内の企業誘致担当窓口

団体名	担当課室名	郵便番号	所在地	電話番号
和歌山県	企業立地課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-2753
	公営企業課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3338
和歌山県土地開発公社		641-0024	和歌山市和歌浦西2-1-22	073-448-1832
和歌山市	産業政策課	640-8511	和歌山市七番丁23番地	073-435-1040
海草振興局	企画産業課	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3372
海南市	産業振興課	642-8501	海南市南赤坂11	073-483-8460
紀美野町	企画管財課	640-1192	海草郡紀美野町動木287	073-489-5913
那賀振興局	企画産業課	649-6223	岩出市高塚209	0736-61-0012
紀の川市	商工労働課	649-6492	紀の川市西大井338	0736-77-2511
岩出市	産業振興課	649-6292	岩出市西野209	0736-62-2141
伊都振興局	企画産業課	648-8541	橋本市市脇四丁目5-8	0736-33-4909
橋本市	企業誘致室	648-8585	橋本市東家1丁目1-1	0736-33-1211
かつらぎ町	産業観光課	649-7192	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	0736-22-0300
九度山町	企画公室	648-0198	伊都郡九度山町九度山1190	0736-54-2019
高野町	観光振興課	648-0211	伊都郡高野町高野山357	0736-56-2780
有田振興局	企画産業課	643-0004	有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1286
有田市	経営企画課	649-0392	有田市箕島50	0737-22-3731
湯浅町	政策企画課	643-0002	有田郡湯浅町青木668-1	0737-63-2552
広川町	企画政策課	643-0071	有田郡広川町広1500	0737-23-7731
有田川町	商工観光課	643-0153	有田郡有田川町中井原136-2	0737-22-4506
日高振興局	企画産業課	644-0011	御坊市湯川町財部651	0738-24-2911
御坊市	企画課	644-8686	御坊市薗350	0738-23-5518
美浜町	防災まちづくりみらい課	644-0044	日高郡美浜町和田1138-278	0738-23-4902
日高町	企画まちづくり課	649-1213	日高郡日高町高家626	0738-63-3806
由良町	総務政策課	649-1111	日高郡由良町里1220-1	0738-65-1801
印南町	企画産業課	649-1534	日高郡印南町印南2570	0738-42-1737
みなべ町	総務課	645-0002	日高郡みなべ町芝742	0739-72-2051
日高川町	企画政策課	649-1324	日高郡日高川町土生160	0738-22-2041
西牟婁振興局	企画産業課	646-8580	田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7910
田辺市	商工振興課	646-8545	田辺市新屋敷町1	0739-26-9970
白浜町	総務課	649-2211	西牟婁郡白浜町1600	0739-43-5555
上富田町	振興課	649-2192	西牟婁郡上富田町朝来763	0739-47-0550
すさみ町	地域未来課	649-2621	西牟婁郡すさみ町周参見4089	0739-55-4801
東牟婁振興局	企画産業課	647-8551	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9604
新宮市	商工観光課	647-8555	新宮市春日1-1	0735-23-3333
那智勝浦町	観光企画課	649-5392	東牟婁郡那智勝浦町築地7丁目1-1	0735-29-2007
太地町	総務課	649-5171	東牟婁郡太地町太地3767-1	0735-59-2335
古座川町	地域振興課	649-4104	東牟婁郡古座川町高池673-2	0735-72-0180
北山村	地域事業課	647-1603	東牟婁郡北山村大沼42	0735-49-2331
串本町	産業課	649-3592	東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5	0735-62-0557



企業の皆様をサポートする
全力宣言を
紹介します！

企業インタビュー
和歌山県に進出した企業、
県内で躍進する企業それぞれの視点から
和歌山県の魅力を掲載

企業ニーズに合った用地
10年先を見据えて、
市町村・関係機関等と共同で用地を確保

全国最高水準の奨励金制度

100 億円

県内に新たに対象施設を建設、取得、賃借または増設する企業に交付

市町村の優遇制度
県内30市町村の優遇制度をご案内

充実した融資制度
県内に工場の新設、増設を行なう企業に資金を融資

最適な雇用をバックアップ
誘致企業と県内就職希望者とのマッチングを積極的に促進

即戦力となる人材育成
各教育機関と連携し、求められる人材を創出

アクセスがさらに便利
近畿自動車道紀勢線がさらに南進
高速道路4車線化(印南ICまで開通)

さらなる企業活動を支援
公的試験機関などをはじめ、
高度な技術支援を提供